# 『源平盛衰記』全釈(三―巻一―3)

早川厚

我

良

成

立 正 正 知 俊

橋 曽

1大学の産の中学やの型へ季仲黒帥

みかな」、〈蓬〉「頭かな」。5〈蓬・静〉「に」なし。 【校異】1〈蓬・静〉「小野宮殿三代孫」と傍書。2〈近〉「くらんとのかみ」、〈蓬〉「蔵人頭」、〈静〉「蔵人。頭」。3〈近〉「くろ~~と」。4 穴白々、 ラン」ト拍シタリケレバ、季仲。卿ニ並。テオハ『『〇シケル基高。卿ノ舞』レケルニ、此ノ人余リ『ニ色ノ白カリケレバ、季仲。卿ノ方人ト覚シクテ、はや 「太宰。権。帥 白キ。頭哉。 季仲。卿ハ、余。ニ色ノ黒カリケレバ、人黒帥トゾ申『ケル。』蔵人頭也ケル時、 イカナル人ノ『簿押』ケン」ト拍シ返シケル殿上人。モオハシケリ。 6〈近〉「かみかな」、 ソレモ 「穴3只多ぐる 黒キ⁴頭哉。 イカナル人ノ漆塗。 〈近〉「か

蔵人頭、 り延暦寺の悪僧を捕らえようとして神輿を射て、 の女。説法の名手仲胤の父(〈南〉に記載あり)。寛治元年(一〇八七) (一一一九)。小野宮藤原実頼の孫、 【注解】 〇太宰権帥季仲卿 (一一〇二) 太宰権帥を兼任した。長治二年 八年(一〇九四)参議左大弁に昇り、 日吉社の訴えにより解官され、 永承元年(一〇四六) ~元永二年 中納言経季次男。母は備後守邦恒 周防国に配流、 権中納言から、 (一一〇五) 宣旨によ 日吉社神人を殺害し さらに常陸 康和四

国に移され、

元永二

一年配所で没した。

(盛)

にも

巻四に、「大蔵卿

為房、大宰師季仲卿ハ、朝家ノ重臣也シカ共、大衆ノ訴詔ニ依テ被〈蓬〉「頭かな」。7〈近・蓬〉「はく」、〈静〉「薄」。8〈近〉「さおはしけり」。 では、 レバ、人黒帥トゾ申ケル 哀、但心性不」直、 二十四日条に、彼の死去を記して、「有」才知」、有」文章」、可」惜可 みだが、それらは、『季仲紀』『季仲卿記』と呼ばれることが多い。 流罪「キ」(1―二二四頁)とある。なお、『中右記』は元永「 それ以外に、『記録異同考』『平座小除目部類』『歴代残闕日記 『玄記』と見える。これは、 遂逢 |其殃||歟」と評する。 季仲の日記は、 〈静〉「薄」。 8〈近〉「さおはしけり」。 季仲が色黒であったことに由来す 今日では逸文の形で見るの 〇余二色ノ黒カリケ

より、 ところで、 節の時であり、 黒々黒主哉」の曲を歌った。さらに、殿上人達は、「黒頭」 かろう。 て通俊・匡房、蔵人頭にて季仲」(全訳注『今鏡』上―三二〇頁)の とする。 掲載を憚かり、 編者の情報源の一つでもあった源雅頼の父であったため、 鼻績)。忠盛(一一三二年)やこの後に引かれる忠雅の件(一一三三) 年(一一二五)または大治元年(一一二六)のことと考えられる(竹 参詣があったと見られることから、そうした条件に叶うのは、 交えて歌い替えたという。この事件が起きたのは、雅兼が蔵人頭の五 ことなくその場から逃げたため、殿上人達は、追い掛けながら「穴 の淵酔の際、 の先例話は、 五節の折の先例話は、『平家物語』諸本が等しく載せるところである。 (一○八七)十二月から八年(一○九四)六月のこと。 る名称だが 堀河天皇自らが、「一のかみにて堀河の左の大臣、 恒例でもあった舞を求めた。ところが舞の不得手な雅兼は、 ほんの少し前の出来事とみられる。 しかし、季仲は、晩年こそ不本意な死を迎えたが、『今鏡』 迫徹朗・美濃部重克が紹介する『貫首秘抄』によれば、 ○蔵人頭也ケル時 (木本好信)、『平家物語』 源雅兼の話であった可能性がある。それによれば、 殿上人達は、貫首 『貫首秘抄』によれば、 同じく『貫首秘抄』に失敗談が載る季仲の話に替えた 季仲が蔵人頭を勤めたのは、 (蔵人頭)饗応のため、 の当該記事による名称と見て良 丁度その時、 迫は、 雅兼が 鳥羽上皇の熊野 季仲をめぐる 物書く宰相に そのままの 蔵人頭雅兼 寛治元年 の言葉を 天治 舞う 五節

皇の乳母子であった。 時期的には重なる。蔵人頭の経歴は確認できないが、基隆は、 十月に十六歳で昇殿 正保二年(一〇七五)~長承元年(一一三二)。寛治四年(一〇九〇) 夏。 考証するように、 した相手の名前を記すのは、 うに、「五節の宴での殿上人の囃子は、 して」「けしからぬぞといって囃す」時の囃子歌であったか。 頭哉… 『貫首秘抄』では、「穴黒々黒主哉之曲」とあるので、 囃されるに相応しい資格を持っていると言えよう。 あったが故に、それを妬んだ殿上人等に囃されたように、季仲もまた 新興勢力・有徳人として、あるいは院や天皇の寵愛を恣にした者達で **籠臣の一人でもあった。忠盛や、この後に引かれる家継・家成等が、** 名を挙げて、「昔に恥じぬ世」と我が世を賞したように、 を含む相手には殿上人は囃子をやめてしまうのが常であったらしい」 な歌詞ではなく、「乱舞の席で、囃されてもなかなか芸をせぬ者に対 (美濃部重克)。 った季仲と番えられるにふさわしい人物ではあった。 〈南〉は、「殿上人」とするのみ。 〈四・屋・覚〉は、 平治の乱の折の首謀者とされる藤原信頼は孫に当たる。 右少将藤原家範の子の基隆か(〈尊卑〉1―三一五 ○基高卿 (〈補任) そうした点からは、 当該話を欠く。 季仲の方人等が、「あな白々」と囃し返 〈盛〉 〔1—三九九頁〕) しており、 〉のみ。 〈闘〉は本文に脱落があり、 基高は、『参考源平盛衰記』 好意のもてなしであり、 堀河天皇の寵臣の一人でも 〈延・長〉は「蔵人頭」 ○穴黒々、 堀河天皇の

明

# 【引用研究文献】

\*木本好信「藤原季仲と『季仲卿記』小考」(『國書・逸文の研究』臨川書店 迫徹朗「『平家物語』 考証! 題| 「あな黒々」と「鬱使」」(香椎潟二六号、 一九八一・3 12

を」、〈静〉「妻を」。

\*竹鼻績『今鏡・全訳注(中)』五〇二頁(講談社学術文庫一九八四・5)。

美濃部重克「穴黒々黒主哉の歌」(日本古典文学会々報第一○七号、一九八五・11。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録)。

### **涿総方曲**

5 〈蓬・静〉「の」。6 〈蓬・静〉「父は」。7 〈近〉「そふの」、〈蓬〉「祖父の」、〈静〉「祖父の」。8 〈近〉「さきよくの」、〈蓬〉「左っ」 【校異】1〈近〉「そぶの」、〈蓬〉「祖父の」、〈静〉「祖父の」。2〈近〉「よまては」、〈蓬〉「代まては」。3 キュ省、ュタノシキュ妻ヲマウクルハ左ユガミト云シ事ナレバ、カクハヤシケル也 徳ニ〝右ノ中将ニ成〝給゚タリケリ。此モ五節sニ、「絶゙ヌル゚父云゛ニ及゙゙ヹ、゙ね父ノ代マデハ家継ゾカシ。s左曲ノ右中将」トゾ拍シタル。s貧・ 右中将家継ト云゛人、「祖父ノ。代マデハ時メキタリケルガ、父ガ時ヨリ氏タエテ、有。カ無゛カニテオハシケル。ガ、下﨟徳人ノ聟ニ成っテ、右中将家継ト云゛人、「祖父ノ。代マデハ時メキタリケルガ、父ガ時ヨリ氏タエテ、 〈蓬〉「が」なし。 4 〈蓬〉 「右中将に」。 曲の」、〈静〉

れる。 うに、 業が、京極殿すなわち藤原師実の前例について、「京極殿、自\_四位 れだけに、『玉葉』の記主九条兼実の息子良通が右中将に任命される べているように、摂関家の子弟は概ね「侍従」→「(少将→) 中将 侍従 、、 令 、任 、左中将 、御 」(『玉葉』治承元年十一月二十六日条)と述 ための足がかりとして重要な地位であった。治承元年、大外記清原頼 継が囃されたとする話。左右の近衛の中将は、貴族たちが公卿になる の代で絶えようとしていた家を、有徳人の聟となって、家を継いだ家 次話では、忠雅を聟に取った家成が囃されるのだが、当該話では、 【注解】○右中将家継ト云人… 「公卿」という過程をたどって公卿に加わるのが通例であった。 「偏法皇之殊恩」(『玉葉』治承元年十一月十五日条)とあるよ 受領などのように、成功によって任官可能というわけにはいか その任命には院などの権力者の意向が大きく働いたものと思わ 〈盛〉の独自説話。該当人物は未詳。

の者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すない官職である。「徳人」である舅の援助で中将になるというのは、ない官職である。「徳人」である。記載の序列が、「雪上人」(三殿上が、『小右記』寛弘八年二月十五日条に、「雲上人及有徳者、或当任吏が、『小右記』寛弘八年二月十五日条に、「雲上人及有徳者、或当任吏成旧吏等、各引、率随兵、」とある。記載の序列が、「雲上人」(三殿上人)と「当任」・「旧吏」等の国司との間に位置づけられている。受領などによって富を蓄積した貴族階級のものを指しており、この場合の「下臈徳人」の下臈とは異なったイメージである。下臈という語感は、「鎌倉時代から浸透してくる商品経済の利得で致富に至った凡下身分の者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すなの者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すなの者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すなの者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」)という定義に近い。すなの者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」という定義に近い。すなの者」(平凡社『日本史大事典』「有徳人」という定義に近い。すなない官職である。「徳人」という記述というのは、

の方がゆがんでいること。また、左の方へゆがんでいること。②転じものと思われる。 〇左曲 〈日国大〉が「①左右が平均しないで左てくるという鎌倉時代後期以降の社会経済的背景によって構成された

は

〈大漢和〉になし。

をもつこと」として、その用例に〈盛〉を引く。他の用例未詳。「左曲」て、夫婦の身分が不釣り合いなこと、特に貧しい男が身分不相応な妻

### 忠雅播磨米

聟ニ¬取テ花ヤカニモテナサレケレバ、是モ五節ニ、「゚番磨米ハ木賊カ椋ノ葉カ、人ノ鈶ヲ付ベルハ」トゾ拍シタリケル。サッシ 花山院「入道"太政大臣。忠雅ノ、十歳ニテ父中納言忠宗。卿ニ後\*給ヒ、孤児ニテ \*オハセシヲ、『中御門中納言言』。家成。卿ノ、播磨。守ノ時、メーロスののな 異ナル事ナシ。末代ハ如何アルベキト、人ノ心覚束ナシ。 上代ハ角コソ有。シカ

雲井ノ煙ト『消"上リ、指でタル病モナシ。イツモ正月『十五日、精 進潔斎シケルガ、今年モ又身心ヲ清メ沐浴シテ、本尊ノ『御前ニ香ヲ焼』、『花どる。 弥陀ノ来迎ニエ頚テ、九品エメノ蓮台ニエ生。エタ見゙人聞、人エメモ、ヨ「敬サスズト云゙事ナシ。女子五人、男子七人有ゥキ。 供ジテ、念仏申し、西ニュ向テュ睡。ガ如くシテ引き入っニケリ。2今生ニハ一千一躰ノ観音ノ፯蒙」利益で、四海ニ栄花ヲ開き、終「焉ニハ上」品ユ中」品ノ ハ限。アル事ナレバ、℡近衛院御宇℡仁平三年℡〈癸酉〉正月℡十九日、行年五十八ニテ卒シケリ。猶モ盛リトコソ見「℡エシニ、春立。霞ニタグヒ、 。忠盛朝臣、子息アマタ有。キ。嫡子清盛、二男経盛、三男教盛、四男家盛、五男頼盛、六男。忠重、七男忠度、以上七人、皆諸衛。佐ヲ経テ、 殿

清盛、 嫡男ナレバ其。跡ヲ継、。『諸国庄園ヲ譲ルノミニ非ズ、『家中ノ重宝、『同じ相伝シテ、他家ニ¾移事ナシ。『中ニモ唐皮ト云:鎧、 清盛ニ被〝授忠。又抜丸モ此ℴ家ニ止٭ルãベカリケルヲ、頼盛、当腹ノ嫡子ニテ、伝シ之。。ソノ事ニā依テ、「ハュュ兄弟中悪」カリケルトゾ聞

米 は」。 9 んへい」〈蓬〉「仁平」。14〈近〉「〈癸酉〉」なし。15〈蓬〉「十五日」。16〈蓬〉「きえのほりぬ」、〈静〉「消のほりぬ」。17〈蓬•静〉「十五日は」。 とくして」、〈蓬〉「眠かことくして」、 まへに」。19 かのみかとの」。6〈近〉「かせいのきやうの」、〈蓬〉「家成〉卿の」。7〈近〉「とつて」、〈蓬〉「取て」。8〈近〉「はりまよねは」、〈蓬・静〉「播磨 【校異】1〈近〉「の」あり。 「利益をかうふりて」。24〈蓬〉「中台の」。25〈近〉「あづかつて」、〈蓬・静〉「あつかりて」。26〈蓬・静〉「ノ」なし。27 〈近〉「はなをくうじて」、〈蓬〉「花供して」、〈静〉「花供して」。20 | 朝臣」。10〈蓬〉「忠房」、〈静〉「忠房」。11〈蓬〉「日本国には」。12〈近〉「こんゑのゐんの」、〈蓬〉「近衛 2〈近〉「だいじやうの大臣」、〈蓬〉「太 政 大臣」。3〈近〉「たゞまさこうの」。 〈静〉「眠かことくして」。22〈蓬〉「今生は」。23〈近〉「りしやうをかうふり」、〈蓬〉「利益をかうふりて」、 〈近〉「むかつて」、〈蓬・静〉「むかひて」。 4〈近〉「おはしせしを」。 〈近〉「むまる」、〈蓬) 21〈近〉「ねふるがこ 院, 5 18 13 (近)「な 近っに (近)「御

国 の 。 32 〈静〉「生」き」。28 〈近〉「いゑの」、〈蓬〉「家中の」。33〈蓬〉「むなしく」。34 〈蓬〉「みる人も」、〈静〉「見る人も」。29 〈近〉 「モ」なし。 〈近〉「うつす」、〈蓬・静〉「うつる」。35 30 〈蓬・静〉「うらやますと」。 蓬 「中ニモ」なし。 31 蓬 「諸国の」、 36 〈蓬•静 〈静〉「諸

「へかりしを」。37〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よつて」。

指摘される(角田文衛)。 の問題点については、 年(一一三三)一月十歳で昇殿、同年九月に父忠宗病死、 妻でありながら安徳天皇の乳母となるなど、平家との密接な関係が 忠雅が家成の聟となった時期については不明。また、忠雅が家成女と 物語』諸本の多くは、上代における先例説話としてこの話を引く。 になる(〈全注釈〉上一五四頁)。しかし、 は、長承二年(一一三三)の事で、この忠盛の事件より一年後のこと 安三年(一一六八)八月太政大臣に昇る(〈補任〉)。忠雅十歳の時と 参議・権中納言・検非違使別当・大納言・右大将・内大臣を歴任、 (一一四二) 十二月に近衛天皇の蔵人頭、翌年正月に従三位となり、 (一一三六) 右少将 〜建久四年(一一九三)。大治四年(一一二九)に叙爵、 【注解】○花山院入道太政大臣忠雅 間にもうけた兼雅は、 忠雅の弟忠親や、忠雅の女婿源通親などもいた(高橋昌明②)。 (十三歳)、以後左中将、美作守等を経て永治元年 注解「上代ハ角コソ有シカ共…」参照。 清盛女を妻とし、また、忠雅女が基房の正 他に、 親族の中で、平氏親昵の公卿として 生没、天治元年(一一二四 〈盛〉を初めとして『平家 保延二年 長承二 なお、 そ

殿、 少進、 として、『玉葉』建久三年四月八日条に、 下事一向帰,家成,」(『長秋記』大治四年〔一一二九〕八月四日条)と を歴任し、久安三年(一一四七)正二位、 延二年(一一三六)十月従三位、 ど、平家との縁が深い。保安二年(一一二一)正月、十五歳で中宮権 子成経の妻が平教盛女、さらに、孫の冷泉隆房が清盛女を妻とするな 姉妹に当たる。また、女が平重盛妻、子成親の女が平維盛妻、 保の三男。母は近江守藤原隆宗女。忠盛の北の方池禅尼は、 (一一〇七) ~久寿元年(一一五四)。 雅を聟に迎えたのである。 成の姉妹。 也」(『戸令義解』)の意だろう。 シコ也 久寿元年五月二十九日条)とも評される。 評された。また、 を亡くした子の意だが、ここは、「十六以下にして父無きを孤と為す 月一日に病没する (〈補任〉)。 「孤児」の意は、「ミナシコ如何 (〈補任〉)。 同年十月播磨守、長承三年(一一三四)二月に左京大夫兼任、 翌三年蔵人補任以降昇進を重ね、大治五年(一一三〇) 皆無子也」(『名語記』巻九一六七オ)に見るように、 つまり、家成は、父を亡くして後見を失った姉妹の子の忠 鳥羽院の寵臣として権勢を振るい、二十三歳にして、「天 その死に際しては、「天下無双之幸人也」 ○中御門中納言家成卿 四十七歲。 忠雅の母は、参議藤原家保の女、 孤也 その後、 白河院の寵臣顕季の孫 父母トモニナケレハミナ、 範俊僧正が献上した由来不 鳥羽院と家成をめぐる逸話 右兵衛督・右衛門督など 同五年に中納言に至っ 〇孤児ニテオハセシ 生没、 四月昇 両親

承元年十二月に権中納言に任ぜられるが、長承二年(一一三三)

九

右中将を経て保安三年(一一二二)蔵人頭に任ぜられる。★長治元年(一一○四)正月に十四歳で昇殿を果たす。左少将、

(一一三〇) 右中将兼参議となり、

同年十一月に従三位に昇進、翌天

大治五年

○中納言忠宗卿

左大臣家忠の一男。

永長二年(一〇九七)

に叙爵

のこと。 降から、 聟ニ取テ 明の宝珠を、 代」とする点が問題となる。 良き世であった上代のこととして捉え、 等については、角田文衛・高橋昌明①②が詳しい。 の昇殿も、「上代」「末代」として区分されているのではなく、 を遡ると」ぐらいの意と解する。 上テハ」とすることに注目し、これを「上代」の意ではなく、 のこととして捉えられる。しかしそれでは、「花山院入道太政大臣忠 訴える前に置く。いずれにしても文脈からは、ここまでの先例説話を、 忠盛が鳥羽院の叡感に預かり一件が落着した後に、〈闘・長・南・屋 で挙げてきた五節の舞の先例説話及びこの評語を、〈四・延・盛〉 忠雅が聟となったのは、 (一一三〇) 十月から、 成が、播磨守在任中のこととなる。 か」と囃される。とすれば、 宝蔵に安置した旨が記される(『明月記』建久三年四月十日条にもあ 項で述べたように、忠盛昇殿の翌年のこととなる忠雅の逸話を「上 は なお、鳥羽院近臣としての家成一族と平氏との緊密な姻戚関係 (但し、〈屋〉は、忠雅話を欠く)、〈延〉「代上テハ」。ここま 保延三年一月までのこととなる。忠雅の十歳から十四歳まで 忠盛が五節の際にからかわれて退席した後、 「上代」とするのは、 ○上代ハ角コソ有シカ共、異ナル事ナシ。末代ハ如何アル 家成は、この後、 鳥羽院の時に家成に預け、その没後召し返して勝光院 保延三年(一一三七)一月まで。とすれば、 忠宗が病没した長承二年(一一三三)九月以 この点について早川厚一は、 当然、家成が忠雅を聟に取ったのは、 殿上人達から、「播磨米は木賊か椋の葉 他に〈闘・長〉。 そして、季仲や忠雅の逸話も、 家成の播磨守任官は、 不安の残る忠盛の事件を末代 〈四・南・屋・覚〉 殿上人が忠盛を 〇播磨守ノ時 延 大治五年 いずれ 「時代 が「代 家

なお、 あるとし、 り 忠盛に処分がなかったことについて「各憤リ深クテ止ニケリ」とあ この解釈には佐伯真一の批判があり、〈延〉では先例説話を引く前に、 の矛盾を解決するために、忠雅話を省略したと考えられる。 事件を末代のものとしてしか読めなくなっている。また 解したことになる。 とする諸本は、 以上のように解すれば、 家ノ悪行ノ始メ」(同五九オ)とも評される「殿下乗合」事件と解する。 た事件が、この後の、「代ノ乱レケル根源」(〈延〉 と人々は不安がったというように考える。そして、その不安が的中し の世相も深まったこの世においては、この後どうなることであろうか え預かったように、忠盛の時代は他の先例説話と同様に、末代の中で 件も出来せず でも、忠盛が辱めを受けた際は、季仲や忠雅の時のように、 した事件には発展しなかったとして、先例説話と一括するのは無理 ることを指摘する。また今井正之助も、 あったものを正確に読み取れず、改変して場所を移したため、 も良き世のこととして捉えられていると考える。それに対して、 と考える。 も末代ではあるものの、やや遡った時代の説話として捉えられている 「仏神ノ威光猶以テ厳重」な時代とされたように、また「殿上の闇討」 忠盛の事件は決着がついておらず「憤り」が先に持ち越されてい (盛) その解釈では〈延〉 その時代とは、得長寿院供養譚では、末代の世とは言え、 に見る「上代」の他の用例一○例中、 (せいぜい言い返す程度)、 〈延〉の「代上テハ」を、「上古」や「上代」の意と誤 〈覚〉などは、もともとの 〈盛〉をはじめとして、「上古」とか「上代」 の脈絡を無視することになるとする。 佐伯と同様、忠盛の事件を大 忠盛は、鳥羽院の誉めにさ 〈延〉のような形態で 巻一―五四ウ)「平 当該例のように、 屋 大した事 しかし、

とすることは、 いては、 異10参照) マタ有キ 「…以上七人」まで、 ③巻四三の が、具体的な事例を指す用例は、 れるものと意識されていた。ここで、忠盛の子息が総て諸衛佐を経た 南北朝期には『職原抄』に「凡廷尉佐者名家譜第之中精撰之職也」(検 る。忠盛の子供達は、みな諸衛佐を経て昇殿し、彼らの殿上の交わり 上之交リヲ人不」及」嫌」 〇皆諸衛佐ヲ経テ、殿上ノ交リ、人、 年(一一三一)八月から長承元年(一一三一)九月の間か(青木三郎)。 後に忠盛の養子となった忠重(〈尊卑〉2―四六頁)が該当しよう。 頁)『桓武平氏系図』(続群六上―三頁)によれば、藤原隆重の子で、 と言うように、 す事例 (1─四八九頁)、②巻二三の将門を指す事例 (3─四○五頁)、 用例を含めて、古き良き聖代の意で使用されることが多い。「上代\_ 「上代…、末代…」と対にする形は、 八五頁)、④巻四四の天徳の内裏火災を指す事例(6―二三三頁) 殿上人は最早嫌うことは出来なかったの意となる。諸衛の佐につ 〈南・屋・覚〉の場合、「其〉子孫諸衛ノ佐ニ成リ昇殿セシニ、殿 <u>-</u>府の「佐」)とあるように諸大夫家の基本の官職であり**、** 巻一―一三九頁)。忠重が忠盛の養子となったのは、 鎌倉期の『官職秘鈔』に、「公達任」之、 於,諸大夫,者規模也 「佐」)とあるように、 や 「貞観ノ旱」から「正暦ノ疾疫」までを指す事例 延 この時点で摂関家や羽林家に次ぐ家格に至ったことを 総て十世紀までの事例である。 は「忠房」。 (全屋) (延)同。 「名家」の家柄から精選されて任じら 『尊卑分脈脱漏』 一四頁)のように、 他に四例あるが、①巻八の蘇武を指 他に一 更ニ嫌ニ及ズ〈四・延・長〉 ○六男忠重 一例。「上代」は、 〇忠盛朝臣、 (続群五上—一五) 「昇殿」したとす 〈蓬・静〉(校 これらの 天承元 子息ア ( ) 延

は不明。 ろう。 徳長寿院ノ御利生ト覚タリ」と記されていたように、ここも、 今生ニハー千一躰ノ観音ノ蒙利益… 月十五日、 五人、男子七人有キ」まで)は、 進潔斎中に死去とあるので、 リト、万人皆所奉讃"也」(一六ゥ)と、得長寿院の効験をより具体的 殿の供養と比較して、「遥ニ昔ノ聖跡ョリモ当伽藍ノ効験ハ勝レ給 忠盛は七人の男子に恵まれたとするのだろう。 造進シタリケレバ」(一二頁)とあるが、得長寿院造進の利生の結果、 御利生ト覚タリ の若』など、室町期の物語には多く見られる。 長者が、財産はあっても子を持たず悩む話は、『文正草子』『あいご ぎん、べいせん、もろもろのたからそろへて、もつ人を、 ちやうじやと云は、子ども、なん女をおしならべ、そのうへに、 七人アルヲバ長者ト申事ナレバ・・・ 認できるが、他の四名については確認できない。 に死去。〈蓬〉の「十五日」が正しい。 近衛天皇の御宇、 に称揚していた。 やとは、いふぞかし」(『宝くらべ』室町時代物語大成8―四六五頁)。 示すことになる。 (巻一二二)。 ○猶モ盛リトコソ見エシニ… 精進潔斎シケルガ… **〇花供ジテ** 花を供えての意。 〈延〉は、 仁平三年 ただし、清盛・頼盛・忠度に左・右兵衛佐任官は確 延 ○近衛院御宇仁平三年〈癸酉〉正月十九日 同 花の匂いを匂わせておられたがの意。 (干支は〈闘〉も同様に記す)一月十五日 〈盛〉には、 十九日は、 他に 精進潔斎を正月十五日にした理由 延 先にも、 この後にも、 先に「忠盛仏智ニ叶程ノ寺ヲ 〈延〉にあり。 以下の忠盛臨終記事 同 誤写等により生じた誤りだ 延 典拠不明。 忠盛の子福が、 「花ヲ薫ジ給ケルガ」 延も、 ○是モ徳長寿院 〇日本国ニハ男子 正月十五日の精 「それ人を、 〇イツモ正 今生の 0

うつす事なければ、 盛が嫡男であったため跡を継いだ、として、「女子五人…」から、 とともに来迎すると記される。 忠盛の栄華が、 重宝トシテ、 唐皮ト云鎧、 おちつきが悪い。 子五人男子七人、各涙ヲ流テ惜ミ給キ」(二二ウ)とあるのに従 段落替えすることも可能であろう。 したものか。 ハ三尊ノ来迎ニ預テ」のような本文を、対句仕立てとして解釈し直 来迎ニ預テ… 整った対句の形にはなっていない。 焉ノ暮ニハ三尊ノ来迎ニ預テ、九品蓮台ニ往生ス」(二二ウ) と、 「今生ハ一千一躰ノ仏ノ利益ヲ蒙リテ、 終焉ニハ…九品ノ蓮台ニ生」と対句の形になっているが、 ことを言う。 一忠盛の往生を見た人も聞いた人も、崇敬しないということはなかっ その忠盛には、女子五人、男子七人の子がいた」の意に解した。 いずれにしても、 「維盛出家」に 長 その往生に際して阿弥陀仏が観世音や大勢至等、 忠盛には、 にあり。 なお、 我マデ嫡々ニ相伝レリ」(5-五六五頁)と記され 小鳥ト云太刀 『観無量寿経』に、上品上 得長寿院に安置された一千一体の観音の御利益である ○見人聞人モ、敬ズト云事ナシ。女子五人、男子七 O諸国庄園ヲ譲ルノミニ非ズ… 以下の記事は、 清盛これを相つぐ」(1―三六頁)。 女子五人、男子七人の子がいたが、その内、 〈長〉「国々を譲るのみならず、 「抑唐皮ト云鎧、 (盛) は、この後、「今生ニハ…四海ニ栄花ヲ開、 の場合、「女子五人、男子七人有キ」の この唐皮・小鳥については、 〈盛〉の形は、 しかし、ここは、 小鳥ト云太刀ハ、当家代々ノ ○終焉ニハ上品中品ノ弥陀 一天四海ニ栄花ヲ開キ、 生から中品中生の者ま 延 の「終焉ノ暮ニ 家の宝物他家へ 延 諸々の眷属 延 〇中ニモ 盆 は 清 終

平家嫡々に相伝されたとする。 たが、 車ノ内ニ内々用意シテ持レタリ」(巻二─四○ウ)と記す。 に向かうときに、車中に「重代伝リタル唐皮ト云鎧、 群書六上——一三——一四頁)。 鳥丸ト名付給ヘリ。鎧ノ名ヲ後ニ知レタリ。 IJ。 宮ョリ参ル成トテ飛去ル。其跡ニーノ剣ヲ置ク。是又上覧有ニ無銘 長八尺ノ烏飛来ル。帝王御笏ニテ招給へバ。 壇ヲ其儘ニテ。又一七日御行給ヘリ。又七日満日ニ至。禁裏ノ南庭ニ 故。 壇上鎧一領落シタリ。 ニテ。愛染ノ法ヲ御祈念有。 れたのが、「二色ノ御宝物御剣御鎧」であったとし、 宇に、将門を討伐した貞盛に、 勢系図別本』。貞盛の注記に、 見られるが、 明王の所与、小鳥を伊勢神宮の所与とするこの伝承は、 続けて「唐皮小鳥抜丸」でその由来が詳しく記される。 は、唐皮・小鳥は、平家嫡流に相伝された武具としか記されないが、 唐皮小鳥抜丸」では、 (長・盛)では、唐皮・小鳥は、 「此両宝物。帝王為||天下政ノ|。貴僧慈園(慈恵の誤りか) 大師天皇同座 唐皮ノ鎧ト帝王ノ名付給ヘリ。 何共名モ不」知。故亦御門ノ勅意ニハ。 時の大将軍に持たすべく、 以下この位置に抜丸話を記すのは、 他諸本には未見。 是ヲ上覧有ドモ。名モ不」知虎ノ皮ニテ包タル 抜丸は、 然ニー七日ノ満日ニ至紫雲大内ニ下リ。 桓武天皇(正しくは、 国家守護の武具として初め内裏にあっ 「天下ヲ可」守護」道具」として与えら なお、近似した伝承を記すのが、 延 平将軍貞盛の代に下賜されて以来、 鈴鹿の猟師が伊勢神宮に祈願して得 ○又抜丸モ此家ニ止ルベカリケル 是天当ヨリ恵有故ト有難思召。 では鹿の谷事件で重盛が西八条 他に 烏ノ懐ヨリ出タル 御前ニ其烏飛来リ。 不動明王ノ鎧 長》。 次のように記す。 朱雀天皇) 小鳥ト云太刀、 〈盛〉 唐皮を不動 長〉

伝ノ物具ト云、財宝ト云、其数多ク伝テ持給へり。頼盛ハ庶子ナルニョテ、余ノ重宝等一モ相伝セズシテ、僅ニ此ノ太刀一バカリナリ」(巻った、〈延〉では頼盛が都に残留した理由を語るために記されるのが方に、〈延〉では頼盛が都に残留した理由を語るために記されるのが方に、〈延〉では頼盛が都に残留した理由を語るために記されるのがを語るためではなく、種々の武具への関心から記されたものと考えらを語るためではなく、種々の武具への関心から記されたものと考えられる(鈴木彰)。

# 【引用研究文献】

\*青木三郎「平家物語注釈の問題点―忠盛の子息達―」(解釈、一九七〇・7)

\*今井正之助「書評 早川厚 一著『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』(名古屋大学国語国文学九一、二〇〇二・12)

\*大羽吉介「抜丸説話と平頼盛平氏一門離反をめぐって」(駒沢国文二二、一九八五・2)

: 佐伯真一「季仲・忠雅先例話の意味」(『延慶本平家物語考証 四』新典社一九九七・6)。

鈴木彰「抜丸話にみる『平家物語』変容の一様相-一○○六·**2**再録)。 ─軍記物語と刀剣伝書の世界─」(国語と国文学、二○○○•8。『平家物語の展開と中世世界』

\*高橋昌明①「後白河院と平清盛」(歴史評論六四九、二〇〇四・5)

高橋昌明②『清盛以前 による 伊勢平氏の興隆』一三一頁・一六〇~一六二頁 (平凡社一九八四·5° 増補改訂版、 文理閣 一 四 · 10 参照は後者

\*角田文衛『平家後抄 上・下』上―二一〇頁(朝日新聞社一九八一・5)

早川厚一『平家物語』 謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3加筆の上再録)。 「殿上闇討」 話の先例説話-―延慶本の上代・末代について―」(国語と国文学、一九九三・6。『平家物語を読む

「清盛行き大威徳の法を

いのきやうのもとに」。4〈静〉「つほねして」。5〈近〉「大なごんの」。6〈近〉「たうとき」、〈蓬〉「貴き」。7〈近〉「しんごむし」、〈蓬〉「真言 ≊振言感"於一天≒、≘抽言なる徳必於万人昔者、五大 明 王ノ其。一。、大威徳ノ法コソ成就アレバ、必ズ天子ノ位ニ昇。トハ∞申タレ」ト云。ケレ は衍字。 「しんじんいたつて」、〈蓬〉「しんじんをいたして」、〈静〉「信心をいたして」。 17 【校異】1〈近〉「きよもり大ゐとくの法のおこなひ」。2〈近〉「清盛行大威徳法付行陀天并清水寺詣事」と傍書。 進シ、信心動行シ給゚ケリ。七箇年ニミ満゚タル夜、道場ノ上ニミ声アリテ云ボ、「ツトメント思フ心ノキヨモリハ花ハ咲ポツヽ朶モサカヘン」スワ 貴キ「真言師アリ。。家成卿ノ持仏堂ニテ護身加持シテオハシケレバ、清盛モ常ニ有言対面」。。問。給このケル事ハ、「真言 上 乗ノ秘法ノ中ニ、 阿闍梨ヲ師匠ト憑。テ、件ノ法ヲ伝受『層シテ、『七箇年ノ間、一向清浄ニ斎戒シ、可曽ガ『滋味ヲモ断ジ、玄石ガス美キ酒ヲモ禁ジテ、勇猛精い。 抑清盛打"ツヾキ繁昌シ給"ケル事、 〈静〉「真言師」。 13〈近〉「たてまつり」、〈蓬・静〉「奉りて」。14〈近〉「けちゑんの」、〈蓬・静〉「掲焉の」。15〈近〉「あじやり」、〈蓬〉「あさり」。 26〈近〉「こゑ」、〈蓬〉「音」、〈静〉「音」。 27〈静〉「ト」なし。 19 〈蓬〉「七年の間」。23〈近〉「しいみをも」、〈蓬・静〉 加様エノ在家ノ者エノコ奉上行なる、当掲焉ノ預念利生主事候、」ト。「阿闍梨答、テ云は、「『信心至テ修行スレバ、『何モノ法モ可』から、 〈近〉「ぬきんするは」、〈蓬〉「抽出る事は」、〈静〉 8〈近〉「かせいのきやうの」、〈蓬〉「家成。卿の」。9〈近〉「あるとき」。10〈近〉「けるは」。11〈蓬〉「に」。12幼少ノ昔、『中御門家成卿ノ許ニ、『局ズミシテ有。ケルニ、彼。卿ノ祈。ノ師ニ、『大納言阿闍梨祐真 「滋味をも」。 「抽いつる事は」。20 24〈近〉「うるはしき」、〈蓬・静〉「美」。 25〈蓬〉「満する」、 〈近〉「いつれの」。18 〈近・蓬・静〉「申なれ」。 〈蓬〉 「ふるひふるひ」。後者の「ふるひ」 21〈近〉「あざりを」、〈蓬〉「阿闍梨 3 〈近〉「なかのみかとのかせ 〈蓬・静〉 16 ハトテ

守ニテオハセシ時、 母ニハ値タリ。 れている。 テ通給シカバ、 嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不ュ賜。 な待遇で仕えること」(〈日国大〉) ズミ」は、「宮中や貴人の家に局をもって住むこと。また、そのよう 【注解】〇抑清盛打ツヾキ繁昌シ給ケル事… 本段は、〈盛〉 清盛の「局ズミ」の具体的な様子が、傍線部のように記さ 「御辺ノ父忠盛ハ、 京童部ハ『高平太』ト云テ咲シゾカシ」(1―三二五 難」過カリケレバコソ、 受領ノ鞭ヲ取、 中御門家成卿ノ許ニ、 正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ。 の意。 朝夕ニ覧ノ直垂ニ縄絃ノ足駄ハキ 中御門藤中納言家成卿 盛 局ズミシテ有ケルニ 巻五「成親以下被召 シカモ継 の独自 ブ幡磨 其

家成は、 (一一三一)十四歳に従五位上、保延元年(一一三五)正月、 位下に叙され、 頁 七月七日 務大輔に任ぜられている。家成は白河院崩御(大治四年〔一一二九〕 に正五位下、 に至るまでの昇進は早く、「大・中納言の公達なみ」(高橋昌明 頁)。「十四五マデハ叙爵ヲダニモ不」賜」とあるが、清盛が従四位上 のスピードであった。大治四年(一一二九)正月、十二歳で従五 従兄に当たる)に接近するとともに、 以後、 一六〇頁)、忠盛は鳥羽院の寵を得ていた得子 同八月従四位下に昇進、 左兵衛佐に任ぜられたのをはじめとして、 鳥羽院政下にあって急速に力を伸ばしてきており 保延二年(一一三六) 家成の祖父顕季以来の

いう」(『仏教語大辞典』 た『玉葉』には、 未詳。 後々のことであって、 のとして、 勢いを示していたことからも、「年少の清盛が家成の家に足しげく出 家成二十三歳の時 関係の延長、 とで、「真言上乗」は、「真言密教が勝れた大乗の教えであることを 行ったことが記される。 るのであろう。『義経記』巻一でも、七歳の牛若に学問を教える人物 る清盛が始めて教えを乞う人物として、 わせる祈の師が、しばしば登場する。本段では、まだ幼少で局住みす 家成播磨守当時とするのは 御機嫌伺いに辞を低くして頻々と祗候するほどの権門ではなかった」 確かだが、「家成が鳥羽法皇の寵臣として大きな威勢を振ったのは、 頁)。ただ、角田文衛は、 入していたという証言は、家成と忠盛・清盛の親密な関係を語るも 事,一向帰.」家成,」(『長秋記』大治四年八月四日条)と評される程 在を媒介として、家成との結びつきを強めていった(同一六一頁)。 一五頁)とする。 多くの物語に、天皇・貴族・武士などが自分のために祈祷を行 「祈ノ師」は、「延命、 ○彼卿ノ祈ノ師ニ、大納言阿闍梨祐真トテ貴キ真言師 義朝の祈の師 かなりな程度に史実を反映しているであろう」(同一六二 および正妻宗子 智詮という真言僧が、兼実やその家族の護身祈祷を (この時、 なお、 大治年間においては、 「鞍馬の別当東光坊の阿闍梨」が登場する。 法蔵館)。 清盛が家成邸に頻繁に出入していたことは ○真言上乗ノ秘法 盛 息災などのために祈祷する僧侶\_ 清盛が家成の許に出入りしていたのを、 清盛十二歳)には、 (池禅尼。 のみで、他本はその時期を明示しな 「和云、 家成の祈の師が設定されてい 家成は、 五大院。安然和尚言者、 家成の一家は、 「上乗」は、 従兄に当たる) 家成は、 学 大乗のこ 清盛が ( 日国 祐真伝 天下 0 無 ま

> いるさま。目だつさま。また、きっぱりとしたさま」(日国大)。 いますこし掲焉なる火影に」(新大系二―二八四頁))や、『紫式部 訓みを「けちえん」とし、『源氏物語』「少女」「夜に入ては、 や『太平記』巻十二「神泉苑事」などを挙げる一方、「けちえん」「か 『三国伝記』上―二三九~二四〇頁)。 たすに」(新大系―二六五頁)、『沙石集』(大系二―一二三頁) 記』「人のやうだい・色あひなどさへけちえんにあらはれたるを見わ つえん」の訓みもあったと指摘。 ノ效験ノ掲焉ナル事」などを挙げる。意は「著しいさま、際だって 室町編』(三省堂) )碩徳天下/名匠->ºn而、 はこれを「けつえん」と訓み、 真言上乗一祖師、 〈日国大〉や『角川古語大辞典』 〇掲焉 『時代別国語大辞典 八地一菩薩也」 『伊呂波字類抄』 (中世の文学

双

法を修し、 相撲で決着を付けるに当たって、 三十二「維高維仁位論」では、維仁 院が義仲調伏のため、院御所法住寺殿で、百壇大威徳供を行わせて 正新脩大蔵経』 双紙』に、「大威徳法 像 盛んである。形像、六頭六臂六足で水牛に乗る姿が特色で坐像と立 軌には調伏法を多く説くが、特にわが国では藤原時代以降に勝軍法 ○大威徳ノ法コソ成就アレバ、必ズ天子ノ位ニ昇トハ申タレ もって知られる説話が記される。この時、 徳」即ち「大威徳明王」は、「五大明王・八大明王の一(西方)。 (横内裕人)ように、 その他細部の相違がある」(『密教辞典』 劣勢だった味方を勝利に導くという、「恵亮砕悩」 第七八巻)。寿永二年 (一一八三) 十一月に、 〈調伏。所望。悪夢。呪咀。怨家〉」とある(『大 調伏を期して修されることが多い。 延暦寺の恵亮が西塔宝幢院で大威徳 (清和帝)と維高との即位争い 対する真済は東寺で降一 法蔵館四五四頁)。『薄 0 後白河 世

る

平記』1―四二三頁)。ただし、恵亮の説話における大威徳法は、 とするのは、 王ノ随一、又東西守護ノ忿怒也」(〈盛〉 考えられたようである。『太平記』の「承和'修ハニン゙大威徳之法」、次君 位に関わるものでもあり、大威徳法が即位を期して行われるものとも などであるが、〈延・屋〉は行法の種類を記さない。他に、『太平記 百二十句本(語り本は恵亮が壇を建てたのを、大内の真言院とする) 九「山門堂塔」にも、「大楽大師(恵亮のこと)ノ大威徳、 テ必行者ノ望ヲ成、仰信ズル輩ハ、天子ニ上ル効験アリ。共ニ五大明 の法を修したと記す。「降三世ハ東方薬師ノ教令輪身、 悪魔ヲ三世ニ降シテ永ク三毒ノ根ヲ断、帰敬者ハ官難ヲ払利生ア 大威徳ハ西方弥陀ノ教令輪身、 空海が守敏を調伏するのに大威徳法を修している(大系本『太 2—二三百)の句がみえる。 他に〈闘・長・南・覚〉・平松家本・竹柏園本・鎌倉本・ なお、恵亮の修した行法を大威徳 六面六臂ノ姿也。威勢ヲ一天ニ振 4-四九七~四九八頁)。 西塔院ニ御座 四面八臂ノ形 . 即 巻

威徳明王の託宣にも関わらず、次段では、 モリハ花ハ咲ツ、朶モサカヘン うに、両者を一対にして引く例は未見。 はんらうが、茫然とせしやうに、 大系二二三百)とあり、『曽我物語』巻一「りうせきが、塚よりいでて、 引く。『宝物集』に られたという。日本での享受例として〈校注盛〉 のぐ食事を好み、玄石は千日間酔いが醒めない酒を飲んで、 求』の「可曽食万」「玄石沈湎」による。可曽は贅を極めて天子をし 曽ガ滋味ヲモ断ジ、玄石ガ美キ酒ヲモ禁ジテ 法を修した折の話に拠るという。本段も同様の認識に拠るか。 まであったという。次段の注解「余ノ貧者也ケレバ…」参照 石」のことである。美食家・愛飲家の例として挙げられる。 「乃 坐宝玉展』」(大系本『太平記』2─三○七頁)も、 「鄭康は三百盃をのみ、玄石は一石をくらふ」(新 七カ年の信心勤行の後に下された大 酒もれや」の「りうせき」も「劉玄 〇ツトメント思フ心ノキョ 清盛は依然として貧者のま 可曽・玄石ともに『蒙 は、『蒙求和歌』を 恵亮が大威徳 誤って葬 유

# 【引用研究文献】

\*高橋昌明『清盛以前 よる 伊勢平氏の興隆』一三一頁・一六〇~一六二頁 (平凡社一九八四·5。 増補改訂版、 文理閣 一〇四 参照は後者に

角田文衛「池の禅尼」(古代文化二六―一〇、一九七四・10。 『王朝の明暗』東京堂出版一九七七・3再録。 参照は後者による

\*横内裕人「密教修法からみた治承・寿永内乱と後白河院の王権―寿永二年法住寺殿転法輪法と蓮花王院百壇大威徳供をめぐって―」(『日本国家 の史的特質 古代・中世』思文閣一 一九九七・5

### '同人行陀天

生得ノ番をテ、身の 後憑シク思っテ弥 一ツ助、ル分ハ有。ゾカシ。 致 三精誠を 祈念シケレ共、 況なき 清盛ガ身ニ於テ。ヲヤ。希代ノ果報哉」ト怪じ処ニ、『或時、 余。ノ貧者也ケレバ、倩案ジテ思。ケルハ、「我諸国 。庄園ノ主也。縦ヒ何トナケレ共、 蓮台野。ニシテ、大きナル狐

叶ヘン」ト云゚ケレバ、清盛、「ハーff矢ヲハヅシ、「イカナル人ニテーffオハスゾ」ト問フ。女、答ベー云セーヘ、「我ハーff七十四道中ノ王ニテ有゚゚ゾ」ト聞゚ユ。 ヲ追゚出゚゚シ、弓手ニ相゚付゚テ既ニ射ント゚シケルニ、゚狐、忽ニ゠黄女ニ変ジテ、゚゚莞爾゚、笑ヒ、゚゚立゚゚向テ、「ヤヽ、゚゚我゙命ヲ助゚給ハヾ、 |偖ハ貴狐天王ニテー『御座ニヤ」トテ、馬ヨリ下。テー『敬屈スレバ、女、又本ノ狐ト成。テ、コウ~~=゚嗚ポテ失サヌ。

崛すれは」。19 たうのなかの」。17 文の原因となっている。 10〈蓬〉 以下「狐、忽ニ…云ケレバ」まで脱文。前項参照。 11〈近〉 「どうによに」、〈静〉 「黄女に」。 【校異】1〈近〉「同人たてむのおこなひ」、〈蓬・静〉「同人行言を陀天言。2〈蓬・静〉「いたして」。3〈近〉「しやうゑんを」、〈蓬〉【校異】1〈近〉「同人たてむのおこなひ」、〈蓬・静〉「いたして」。3〈近〉「しやうゑんを」、〈蓬〉 〈静〉「にこと」。13〈近〉「たちむかつて」、〈静〉「立むかひて」。14〈静〉「我を命助給はゝ」。15〈蓬〉「御座そと」、〈静〉「御座そと」。16〈近〉「七十四 、静〉 「諸 庄 園の 」。 4〈近〉 「むくひとて」、〈蓬・静〉 「報とて」。 5 〈蓬・静〉「或時」なし。8〈近〉「にしにして」。9〈蓬〉「しけれは」。「シケルニ」と「云ケレバ」との、目移りにより生じたものか。 〈近〉「なきて」、〈蓬〉「鳴して」、〈静〉「鳴して」。 〈近〉「おはしますにやとて」、〈蓬・静〉「おはすにやとて」。18〈近〉「うやまひくつすれは」、〈蓬〉「敬崛すれは」、 〈蓬・静〉「一を」。6〈蓬〉「是程やあるへき」、〈静〉「これ程やあるへき」。 12 〈近〉「につこと」、 庄 園立

う。その点、 宣歌を記した直後に、 (1―三八頁)と始めていて、 語り、清盛による財産の継承を記し、大威徳の法による利生を示す託 ちダキニ天の霊験譚。 次項注解参照。 わせるための導入記事だが、不整合をきたしていることについては、 思テ弥致精誠、祈念シケレ共」は、前段の託宣記事と本話とを繋ぎ合 を参考として分段した。本記事の内、 【注解】O清盛、後憑シク思テ… 〈校注盛〉は、本段の始まりを、 |或時蓮台野ニシテ…」からとするが、前段を記さない〈長〉が、本 「忠雅播磨米」に見る「諸国庄園ヲ譲ルノミニ非ズ」を受けていよ 現に、この後の清盛の言にある「我諸国庄園ノ主也」 「此清盛は始は希代の貧者なり…」(1―三八頁)から始めるの 〈長〉は、この記事を、「此清盛は始は希代の貧者なり」 〇余ノ貧者也ケレバ… 以下、「貴狐天王」すなわ 忠盛の得長寿院造営とその利生としての福徳を 清盛を依然として「貧者」とするのは不審であ 問題はない。 〈長〉に見られない、「後憑シク 盛 は 本来 しは、 長 明らか のよ

船岡山付近に住む老狐の夫婦が、 出現の地が、 の船岡山付近。古来より墓地・火葬場として知られる。中村禎里は狐 が、ダキニ天信仰へと導くことになる。 だろうか、と怪しんでいたところ」の意。清盛の貪欲な富裕への希求 い。このような貧者ぶりは、一体どんな不思議な前世の因縁によるの だ。ましてこの清盛の身においては、この程度の得分であるはずがな のもなくても、 何トナケレ共…希代ノ果報哉」ト怪処ニ 「人は、たとえ何というも られたけれど、福分は得られなかったと説明を加えている。 分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也」と、清盛は、大威徳天の法で威勢は得 るのだろう。 うな構成であったものに、前段を加えたために、やや矛盾を来してい 一三五頁)。また、一四世紀中ごろ成立の『稲荷大明神流記』には、 なお、 同時に葬送の地である点に注意を喚起する(一一二頁 生得の分と言って、自分の身一つを養う分はあるもの 盛 は、 次段の終わりに、「威勢ハ大威徳天、 稲荷の眷属となる逸話を載せると ○蓮台野 京都北部の紫野 〇縦ヒ

ては 城国稲荷大明神ハ・枳尼天にて黄狐天皇とあらはれ、 ダキニ天のこと。 中の王」。いずれも未詳。 女人,非,凡女,聖女也。 化されるダキニ天のイメージが存在すると思われる(ダキニ天につい キニ法と深く結びついた、伊勢外宮での辰孤の法を修した「子良」の うか。ただし誤読をうむ背景には、 うによ」は「童女」だろう。〈長〉は「光をはなつほどなる女」(1– 指摘する。 台宗全書・神道I八二頁)。 女性の姿となって現れた。『山家要略記』巻五「貴女対曰、吾是雖 て現れる。 室町物語『木幡狐』『玉藻の前』など、物語でしばしば女性の姿となっ 性へと変じた背景には、騎狐女神(女神が狐に乗った姿)として形象 裕子)のと関係するか。とすれば、「童女」は「黄女」の誤読であろ るのは、 三九頁)とする。「黄女」のイメージに重なるか。「黄女」と表現され て」(1─一○六頁)が良かろう。「折節射付馬ノ早走ニ乗タリケリ。 一鞭アテ、弓手ニ相付テ、箙ノ上ザシ抜出シテ、雄鹿二ハ同草ニ射留 雌鹿一ハ逃テケリ」(〈盛〉5―二九五頁)。 「貴狐天王」項参照)。また狐は、『今昔物語集』(一六―一七)、 (山本ひろ子・中村禎里)が意識されたのかも知れない。狐が女 狐がその色から五行説において土徳と位置づけられる(吉野 同様に、狐を使いとし、ダキニ天とも習合した稲荷神も、 〇弓手ニ相付テ 美濃部が紹介する『弁才天利益和談抄』には、「山 (中略)為」申」慶賀,自」稲荷,来向也。」(続天 ○貴狐天王 〇七十四道中ノ王 〈新定盛〉の「弓を持つ左方に追詰め 狐を神体とするダキニ天を祀るダ 騎狐天王、 ○黄女 〈長〉「七十七道の 狐をもつて使者 黄狐天王とも。 〈近〉の「ど

リ出デ、、「コウ~~」ト鳴テ」(新大系5—一六三頁)。また、平安 を考察する(他に、 う共通性、 される経緯について、 神型ダキニ天像を紹介する。また、ダキニが騎狐女神像として形象化 獲得できるという。 析し、「一二世紀には女形を取りはじめ、狐との習合も明らかにしつ する。これを受けて中村禎里は、時代による焔摩天曼荼羅の変遷を分 ので、これにともなってダキニ天も独立した信仰対象となったと指摘 いわれる。 の焔摩天の傍らに四天衆として侍座し、大黒天の眷属である夜叉とも キニ天を信仰した由来が説かれる。ダキニ天は胎蔵界曼荼羅外院南方 事あらたなり」(一九○頁)とある。 とし給ふ。弁才天女の垂迹にて一切に福をあたへ、国家をまもり給ふ とする」(阿部泰郎三〇一頁)。 「……し給へや、コウく~」と、 末期写とおぼしいダキニ天の祭文では、 した擬音語。『今昔物語集』二七―三八「女忽ニ狐ニ成テ、 カル)=狐という誤解、両者にみられる葬地出没行動と死体嗜食とい つあった」と結論した。ダキニ天について説明する『大日経疏』によ ると、彼らは人が死ぬ六ヶ月前にそのことを知り、その心臓を食らい、 人黄を食らうことによって、 さらには図像の世界におけるダキニと弁才天との習合など 名波弘彰は、ダキニ天法が焔摩天供の別供から独立したも 笹間良彦参照)。 〇コウ ( なお、中村禎里は、 閻魔の眷属としてのダキニから、野干 一日に四域を巡り、すべてを意のままに 狐の啼き声を真似て人を拘束しよう 以下次段にわたって、 鎌倉後期作と思われる騎孤女 「その祈りの頂点にいたり、 狐の鳴き声を模 門ヨリ走

# 【引用研究文献】

阿部泰郎「色好みの神 -道祖神と愛法神」 (『日本の神』 第 一巻 「神の始原」平凡社 九九五·5。 『湯屋の皇后』名古屋大学出版会一九九八・

7再録。引用は、後者による

- \*笹間良彦『ダキニ信仰とその俗信』(第一書房一九八八・1)
- \*中村禎里『狐の日本史 古代・中世篇』(日本エディタースクール出版部二〇〇一・6)
- \*美濃部重克「「源平盛衰記」の解釈原理(一)」(伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。
- 山本ひろ子「異類と双身 九九三·7再録 ―中世王権をめぐる性のメタファー―」(現代哲学の冒険4『エロス』岩波書店、 一九九〇・6。『変成譜』
- \*吉野裕子『狐─陰陽五行と稲荷信仰』(法政大学出版会一九八○・6)

## 一同。〈清水寺詣

之で、打『ウナヅキテ、「実二目出キ夢也。吉事『モヲバ目出シト云で。目出トハ『目出『ルト書ケリ。眼ノ抜く『ハ目ノ出』ル也。『此』夢主ハ、日来心苦』ク侘 ™大門ニ立でテ、人ヲ付υテゐ令」聞」之。参リ下向ノ人多ク札ヲ見テ、「不」心得」」ト而已云でテ、誰モゐ善悪ヲバイハズ。両三日ヲ経テ後ニ、或人見ど 来ポラザルӟ果報ヲ願ヘバ、ョ還テョ災ヲ与ヘ給゙』トイヘリ、アハレ、是ハ分ナラヌ幸ヲ願゙ニ依゚テ、観音ノョ罰ニ我テ魂ヲ抜゙給゚ガ見エヌルヤラ 闕。ズ、千日既ニ満ジケル夜ハ、通夜シタリ。夜半計。ニ、『両眼抜』テ中ニ『廻』テ失』ヌト夢ヲミル。覚。テ後、浅猿『ト思。テ、「実ヤ、『仏神ハ、 其一゚也。偖ハ、゚我陀天ノ゚法ヲ成就スベキ者ニコソ」トテ、彼゚法ヲ行゚ケル程ニ、又返シテ案ジケルハ、「゙実ヤ、外法成就ノ者゚ハ、゚子孫ニ そんにつたへずと」、〈蓬〉「子孫つたはらすと」、〈静〉「子孫につたはらすと」。10〈近〉「いふものと」。11〈近〉「一しに」。12〈近〉「ゆくすゑ」、 【校異】1〈近〉「おなしき」。 シキ事ヲノミ見ケルガ、此。観音ニ®依」奉ハニ帰依」、難ノ眼ヲ®脱゙、棄゙、給。テ、吉事ヲӟ見ンズル新゚キ眼ヲ可ハス入ӻ替′給バ御利生ニヤ。wアツパレ夢ヤ ン」ト、現心モナシ。サルニテモ、人ニ尋キントテ、「我゙眼ノ抜゚テ、中ニ廻ゥテロ去゚ヌルト夢ニ見タルハ、善\*敷悪ー\*敷」ト、札ニ書\*テロ清水寺ノット、現心モナシ。 -か」。6〈蓬〉「法法を」。二つめの「法」はミセケチ。7〈近〉「まことや」、〈蓬〉「実にや」、〈静〉「実にや」。8〈蓬〉「は」なし。9〈近〉「し 清盛案ジケルハ、「我財宝ニウヘタル事ハ、荒神ノ所為ニゾ、荒神゚ヲ鎮゚テ財宝ヲ゚。得ニハ、弁才妙音ニハヸ不」如セ゚。今ノ貴狐天王ハ、妙音ノ 、行メーサケレ共、『追後イブセク思゚テ、兼゚゚テ゚゚清水寺ノ観 「ロトトff ヲエ奉、憑。゚ 「蒙゚゚ス御利生」ト、千日詣゚゚ヲ被ェ゚始゚。タリ。 \伝トº「云・\*者ヲ、イカヾ有゚ベキ」ト被、思サーケルガ、「ヨシ~~、当時ノゴトク、貧者ニテナガラヘンヨリハ、¨一時ニ富゚テー名ヲ揚サッスニハ」トテ 両三度39嘆。テ去。ヌ。使帰。テ角ト申。ケレバ、清盛大。二悦。テ、サテハ高相也ケリトテ、彼。札ヲ深ク納。テ、34年人天。、果報ヲ俟ツ。 2〈近〉「の」。3〈近〉「ゑんには」、〈蓬〉「得には」、〈静〉「得 $^{\circ}$ ハ」。4〈近〉「しかず」、〈蓬・静〉「しかし」。5〈近〉 雨ノ降。ニモ風ノ吹、ニモ日ヲ

29〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よつて」。30〈蓬〉「かへぬきすてゝ」。 りて」。18〈蓬・静〉「報を」。<math>19〈近〉「かへつて」、〈蓬〉「還て」。<math>20〈近〉「わざはひを」、〈蓬〉「災を」〈静〉「災を」。<math>21〈近〉「ばちに」。 うふらんと」、〈蓬〉「御利生、蒙らんと」、〈静〉「御利生蒙らんと」。16〈近〉「りやうがん」、〈蓬〉「両眼」。17〈近〉「めくりて」、〈蓬・静〉「まは 「さむぬると」。23〈近〉「きよみつ寺の」、〈蓬〉「清水寺の」。24〈蓬〉「大門に」。25〈近〉「きかしむ」、〈蓬〉「是をきかす」、〈静〉「是をきかす」。 〈蓬〉「さすか後」、〈静〉「さすか後」。 13〈蓬〉「清水寺の」。 14 〈近〉「よしあしをは」、〈蓬〉「善悪を」。27〈近〉「めいづるとかけり」、〈蓬〉「目出と書けり」、〈静〉「目出と書けり」。28〈蓬〉「此夢をぬしは」。 「嘆して」。34〈近〉「あふき」、〈蓬〉「仰て」、〈静〉「仰て」。 〈近〉「奉り」、〈蓬〉「奉りて」、〈静〉「たてまつりて」。15 31 〈蓬・静〉「見する」。32〈近・蓬・静〉「あはれ」。 33〈近〉「ほめて」、〈蓬 近 「御りしやうをか

渇神 げられている。 神ト習フ也」と記されている(一九九頁)。 多羅神で、『玄旨重大事 真言宗ではこれを降伏することを行う(これを荒神供という)」(角川 【注解】〇清盛案ジケルハ、「我財宝ニウヘタル事ハ… 本話は、 の姿をもって形象される。これと同一視されるのが、障礙神である摩 りを買った為であった(三四一~三四三頁)。 荒神は三面六臂の鬼神 有言三神王」。一「名」飢渴神」、二「名」貪欲神」、三「名」障礙神」。 神王福徳円満陀羅尼経』によって説明する。荒神は、「自ニ此ー東南ト 古語大辞典2-二七三頁)。山本ひろ子は、荒神の正体を『仏説宇賀 が習合したもの。毘那夜伽は、 の荒魂の信仰に、インドの毘那夜伽(ヴィナーヤカ、歓喜天と訳す) にもあり。 者が今生に七度富貴・貧窮を繰り返した理由は、仏事を怠り荒神の怒 形。空体">"如 形 弁才妙音ニハ不如 如 『餓鬼』色如 ○荒神 「忿怒の形相をした荒々しい神で、わが国在来 覚 『虚空』色如『黄色』」という三悪神であった。 巻第七「竹生島詣」には、「夫大弁功徳天は往古 『黒雲』。貪欲神、形、如『 口決私書』には、「摩多羅神事、 荒神を鎮める存在として「弁財妙音」があ 一切の法の障碍となる神であるから、 ○荒神ヲ鎮テ財宝ヲ得 |蝦蟆||色五色サッ。 只是三宝荒 須達長 長 角 飢

の蛇体の宇賀神王と河の神格化である弁才天が、水神=竜蛇信仰を仲 あり、また荒神と同体ともされたのである(三四五~三五五頁)。 封じ込める宇賀神であることが知られ」るとし、また一方で「十禅師 吉山王の十禅師と習合する。山本は、『山家要略記』等の記述をもと だくのが、宇賀弁才天である(山本ひろ子)。ところで、宇賀神は日 には、「右手持」智釼」能除」障礙神」。左手持」如意宝珠」能除 徳を司る観音の化身とされた。『渓嵐拾葉集』巻三六「弁才天法秘決 とされ、 呼ばれるが、また宇賀弁才天と呼ばれるものもあった。妙音弁才天は、 の如来、法身の大士也。 る」とする。 に、「十禅師とは、巽の方に止住する荒神の所為を監視し、 を降伏するのが宇賀神王であり、老人の頭頂に蛇身の宇賀神王をいた |。頂上有||白蛇||能除| 『金光明最勝王経』巻七「大弁才天女品」によれば、 躰にして衆生を済度し給ふ」と記される。弁才天は妙音弁才天とも 「穢悪邪欲ノ者」には「犮怪」をもたらす「麁乱神」(荒神)とな 知恵・弁説・音楽を司る神とされる。一方字賀弁才天は、 すなわち、宇賀神 |貪欲神|」(大正蔵六二○頁)と記される。 弁才妙音! (=十禅師) 一天の名は各別なりといへ共、 は、荒神を降伏する神で エンマ天の長姉 飢

は

され、 神道大系『習合神道』)とあり、聖天・吒天・弁才天を一尊とする言 するものであろう。 を強めていったらしい。…稲荷信仰あるいは狐を祭る民間の信仰もま ての性格を強めていく過程で、 とが、この説話形成の要件をなしている」とし、「弁才天は福神とし 天・弁才天を一体として祭る呪術世界の観念と清盛の厳島信仰の伝え 天像が形成されたと指摘する 禎美は、 どに変貌することが記されている(山本ひろ子三三六頁)。 耶頓得如意宝珠王陀羅尼』に、宇賀神がダキニ天・聖天・愛染明王な 説が見える。 第三十二」には、「以,聖天吒天弁才天,一尊。故云,三天合行 によって指摘される(五七三頁)。また『神代巻秘決』「東寺御即位品 臂云々。……中聖天、左吒吉尼、 親王の『北院御室拾要集』に記された、摩多羅神の姿(「其形三面六 とみる意識がうかがえる。弁才天とダキニ天の習合の問題は、 才天について「垂跡ノ効験ヲ訪ヘバ、一陰陽ノ明神也」(4―二四二 る認識は、 立ちとして習合したのが宇賀弁才天である。 **才妙音という関係と並んで、ダキニ天を弁才妙音の眷属ないしは同体** 〔=弁才天〕信仰に関するこの記事をめぐっては、美濃部重克が、「吒 という一節があるのも、こうした弁才天の性格を踏まえてのもの しかも蛇体であるともされる宇賀神と習合して蛇体のイメージ 〇**今ノ貴狐天王ハ、妙音ノ其一也** この叙述からは、 図像的には狐に乗った宇賀弁才天像に導かれて、騎孤ダキニ 荒神を鎮める弁才天という〈盛〉の発想と、基盤を同じく 他にも、弁才天三部経の一つである『仏説最勝護国宇賀 なお、 〈盛〉巻二十八「経正竹生島詣」 (九○頁)。清盛の貴狐天王―ダキニ天 保食神・御食津神として稲荷神と観念 | 右弁才也」) との関連が、 このような弁才天に対す 一には、 |也。| (続 彌永信美 他方中村 守覚法 弁

天照 られ、 後、天」岩戸、籠『給っ」云者、 れてきたという。 蔵事有」(六三二頁)とあるように、 此法禅法被」埋了。仍天台流不」賞翫」申伝。 東寺三井派委細相伝、 尼天秘決」には、「山門有」此天法」事。 が肯定的に捉えられていたようである。『渓嵐拾葉集』巻三九 による指摘がある。また、この法を持す者は自在に高位を得るとも記 持一此法一者分々高位自在得也」「東寺方、摂録伝留置授」之」(神道大系 不」受,此法,王位軽、 照太神口決』に、「此摂録太神秘法」
、、吒天法御即位時、四海領掌法
、、 法によるもので、天皇即位の際に、ダキニの真言を唱えたとされる。『天 灌頂において注目される。すなわち、 必衰の具現を説く独自の解釈原理として設定されて」(一九五頁) 八九頁)と指摘する。そして、「吒天信仰のコードが平家一門の盛者 天、宇賀神、 たい されている。総じて稲荷を鎮守とした東寺系においては、ダキニ法 て管轄されていたことについては、山本ひろ子をはじめとして、 ると主張する。 『真言神道』下―五〇〇頁)とあるように、ダキニ天法が摂関家によっ 吒天・弁才天の一体説をも形成していたのである」(一八八~一 つの頃からか、 山門においては重要視されず、ただ黒谷において密かに相伝さ 十一面観音 稲荷、 さらに山本は『渓嵐拾葉集』の 〇陀天ノ法 ダキニ天の修法。とりわけ天皇の即位 狐神などの修法や信仰は、いつの頃からか混淆 /如意輪観音 密教の吒天信仰と習合していた。…弁才天、 持,四海,不,能、故不、限、王、諸寺緇素及,俗人,、 山門無」之。 辰狐 (震多摩尼) ゚形『蟾』給』也」という記述に注目し 其故山家大師御相承有、 示云、古老伝云、此吒天法者、 ダキニ天法は東寺と寺門に伝え 真言系の東寺即位法はダキニ天 然而黒谷流代代相伝来秘 ―辰狐=ダキニ天とい 「天照太神天下"給

なお、 述とも符合する。 前項の美濃部の指摘は、 五岳を象り、 法」と呼び、ダキニ天法が外法と意識されていたことを示している。 寺門派の流れを汲む寺院であり、 に、下若宮ではダキニ天を三室戸法印に修させたと記す。 大将の地位を望んだ成親が、上の社では真言の秘法を仁和寺俊堯法印 前項で述べたように天皇の即位灌頂にも関わった一方で、外法ともさ ただし、ここでは外道の法・邪法の意で用いている。ダキニ天法は、 で終わった原因を、 あった の栄華は、平家の悪行に関わりなく、もともと清盛 は、「大塔建立」話の弘法大師や厳島明神の託宣に見るように、 た者は、 〈長〉 「外法成就の者は子孫には伝へずと」(1―三九頁)。 く上での鍵となろう。 ダキニ修法、 —三大神、 される利生の象徴体系として、「(弘法大師が)如意宝珠を納める山は う回路の存在を説く。 外法」とは本来は「内法」と対になる語で、仏法以外の教法の意。 訶利帝母とそれぞれ顕われ」る(二九六頁)と述べる。 盛 〈延・長・盛〉(〈延〉第 (早川厚一)。に対して、〈盛〉では、平家の栄華が、 それで得た福徳は、子孫には伝わらないの意。〈延・長〉 東は大威徳―天照大神―吒天、南には降三世―丹生明神 は 観音信仰 中央が弥陀―辰狐王、西峯は愛染―弁才天、 清盛のダキニ天修法話と成親のダキニ天修法話を記 また 清盛の、外法であるダキニ天修法に求める。 阿部泰郎は、 〈覚〉では、 (清水寺) という展開に隠された文脈を読み解 ○外法成就ノ者ハ、子孫ニ不伝 〈盛〉における、清盛による大威徳修法から 本「成親卿八幡賀茂ニ僧籠事」) 前項で引用した『渓嵐拾葉集』の記 鎌倉末写とされる『稲荷記』 成親の説話でダキニ天法を「彼外 一代限りのもので 校異9参照 三室戸寺は 外法を行っ これら及び 北は不動 清盛一代 には、 なお、 に記

静〉 後 思テ チマタ、カクム、ユク」(天文本『字鏡鈔』一一五二)。 さすがにこれから後のことが不安に思われての意となろう。 れないとしても、一時でも豊かになった方が良いと思ったものの、 ら、十一面千手観音を本尊とする清水寺に参詣したと読めよう。「湞 読めるが、次項に見るように、 得していると同時に、狐との習合を果たしている。 れない。この説話では、忠実が夢中に現れた女房姿の女性の髪をつか がダキニ法を修したことが記されているが、ここには外法意識は見ら える。一方、十三世紀中頃成立の『古今著聞集』巻六には、 ケルニ」(大系3―四三頁)にも、ダキニ天法を外法とすることが見 志一房トテ外法成就ノ人ノ有ケルニ、吃祇尼天ノ法ヲ習テ三七日行ヒ 二六「妙吉侍者ト云ケル僧是ヲ見テ浦山敷事ニ思ヒケレバ、仁和寺ニ 者の奇妙な相似性を暗示している(美濃部重克)。 とし、その運命を盛者必衰の具現であると説明することによって、 すことにより、 (〈名義抄〉仏上五三1)。〈名義抄〉 では、清水寺での千日詣が、ダキニ天の法の修法の一つかのようにも て…」(1—三九頁) とあり、 る。先清水寺に参詣して、御利生をかうぶらんとて、千日詣をはじめ んだところ、 **「遉」に、「サスガ」の訓は見あたらない。** のように、「さすが後」と訓めば、 の訓については、 〈長〉には、「一時に富てなをあげんと思ひて、 狐の尾が手に残ったとされており、ダキニが女神姿を獲 両者の悲劇の原因が、 校異12に見るように、二様の訓がある。 盛 弁才天は千手観音の眷族であることか に「向後 の該当句は見あたらない。 外法のダキニ天の修法にあっ 栄華が子孫にまで受け継が 遉 ユクサキ、 他に『太平記』 彼法をたしなま ○遉後イブセク 垣 ユクスヱ\_

伝説もあり、「千手観音を本尊と仰ぐ清水寺は、元来、 三九頁)。いずれも典拠未詳。これと類似の表現としては、 来らぬ報をねがふなるには、 来ラザル果報ヲ願ヘバ、還テ災ヲ与へ給』トイヘリ 本話は、清水寺にまつわる目の信仰と密接に関わろう。 集める力を内在させていたと見られる」(同一一四頁)。このように 下力一一四頁)という指摘とも関わろう。また、清水寺には盲目景清 に参詣する婦女子をあてに、生活の糧をも得る恰好の場所だった」(日 うし、「清水寺西門は、 清水寺の本尊が別名十一面千手千眼観音と称されていたことと関わろ おり、「目出キ夢」であった。清盛がこうした夢を清水寺で見たのは、 **ヌト夢ヲミル** この後の夢解きによれば、目が出るとはまさに字義ど (六二○頁)とあるように、宇賀弁才天は観音と一体ともされた。 |三八「弁才天法秘決」に「次宇賀弁財主」福徳| 。 是観音所」変 |弁財| 。」 来浄妙法身之体」(『貞慶講式集』山喜房二一八頁)、『渓嵐拾葉集』 才天女講式』に「第一明,|本誓悲願,|者、先本地観自在菩薩者一切如 のような認識から、清水寺が発想されたのであろう。また、貞慶『弁 などによると、千手観音の二十八部衆の一人とされた。おそらくはこ と伝えられる。 ○清水寺 れば、「 直後 」は**、** |成親望大将」の「神ハ不」稟||非礼||ト云事ナレバ、非分ノ事ヲ祈申サ 〔仏上三八6〕の訓があり、「遉」ニ、「ユク」 〈盛〉は巻二に「清水寺縁起」を載せる。 音羽山清水寺。本尊は十一面千手観音。 弁才天(大弁功徳天)は、『千手観音造次第法儀軌 〈近〉のように、「ユクスヱ」と訓むのが良いか。 瞽女達が自らの眼病治癒を祈りつつ、子安塔 かへりて命をたつ』といふ物を」(1-の訓があることからす 〇両眼抜テ中ニ廻テ失 坂上田村麻呂建立 (長) 「三宝は 盲人の信仰を ○『仏神ハ、 (盛) 巻三

> 読まれた(書かれた)内容に分けて整理すれば、次のようになる。 小例ある。それらの事例を、読み手(書き手)・札の立てられた場所・本話のように、札が立てられたことを記す事例は、〈盛〉には、他に本話のように、札が立てられたことを記す事例は、〈盛〉には、他に入例ある。それらの事例を、読み手(書き手)・札の立てられた場所・レケレバ、係ルフシギモ出来ニケリ」(1―一四六頁)などが挙げらレケレバ、係ルフシギモ出来ニケリ」(1―一四六頁)などが挙げら

9	8	7	6	5	4	3	2	1	
35	33	31	24	16	10	2	1	1	巻
何者か	あどなき者	平家の者か	あとなし者	何者か	何者か	あとなし者	不敵の者	清盛	読み手
獄門の木の下	法住寺殿の四足の門	池殿の門前	清盛の福原の門前	東寺の門の道ばた	新熊野の法皇の庵室の前	清水寺の焼け大門の前	清盛の宿所六波羅の門前	清水寺の大門	場所
義仲主従の首渡しの折の落首	狼藉を働く義仲勢を入洛させた法皇への落首	平家都落ちに同道しなかった頼盛への落首	福原から還都の際の落首	福原遷都の行幸門出の落首	清盛が法皇に布施を献じたことへの落書	清水寺が炎上したことに対する落書	平家一族の栄華を揶揄した落首	目の抜けた夢の意味を識者に問うため	内 容

九例以外にも、「札」とは書かれてないものの、柱や門に落首が書かれの以外にも、「札」とは書かれてないものの、柱や門に落首が書かること。恐らくは、①②の特異性は連関していよう。これらの目の抜けた夢の意味を問う清盛とする点。②本話以外は総て落首か落目の抜けた夢の意味を問う清盛とする点。②本話以外は総て落首か落まであること。恐らくは、①②の特異性は連関していよう。これらの本話の特異性は次の二点。①本話以外では、読み手が、「世ニハ不敵本話の特異性は次の二点。①本話以外では、読み手が、「世ニハ不敵本話の特異性は次の二点。①本話以外では、読み手が、「世ニハ不敵本話の特異性は次の二点。①本話以外では、読み手が、「世ニハ不敵

れたとする次の四例がある。

13	12	11	10	
23	9	5	2	巻
奈良法師か	離山の僧	寺法師	何者	読み手
清盛邸	坊の柱	門の柱	四足の	場
の門			柱	所
富士川合戦に敗走した平家への落首	荒廃した山門を悲しむ歌	座主明雲が流罪された叡山への落首	成範の旧妻を妻とした兼雅への落首	内容

則・裁許の札、 之电 三月 釘貫の柱に書いたとする例 すぐれて領主であり、その内容は主に刑法犯に関わるもの、 また、一方で高札は領主からの制法の意味も持っており、水藤真によ するというやり方」 は珍しくなかった (酒井紀美一八〇~一八四頁))。 性を示す手段」としたり、高札によって「互いの主張や言い分を表明 周知させている。このように、高札を「自分たちの行動の意味や方向 わる建物の柱や門に書かれている。『吾妻鏡』建久三(一一九二) に、先の5の事例が続くように、 れないことから省いた。ただ、後者の事例(巻十八)などは、 旧都の柱に、 いくつか見られるが、これらの歌には、落首としての要素が見ら 一十日条に、 これらの落首が書かれた場所は、 「①点札、②制札、 被」立二札於路頭一」とあるように、札を立て諸人や土民に広く これ以外にも、 旧都の荒廃せんとすることを嘆いたとする歌 ⑥衆知の札の六種に分類でき、これらの札の発給者は 「於」山内」有」百ヶ日温室」、往反諸人并土民等可. 平康頼が、 ③ 高 札 (巻十) や、 同類のものとして扱うべきかもしれ 配所有木の折の成親を偲んだ歌を (頸札)、④籠名·高札、 いずれも、揶揄された者に関 新都福原へ行幸供奉の者が、 (巻十六) ⑤ 掟 • 規 領主権の その後 年

> れる。 侵害に関わる犯罪、衆知のためのものの三種類であった」。このよう 侵害に関わる犯罪、衆知のためのものの三種類であった」。このよう

4	3	2	1	
38	35	15	6	巻
四 〇 二	三一四	1 1七	八八八	頁
道の岐	五条の橋	五条の辻	六条河原	場
÷	Л		渡	所
宮の入道に一度も勝てぬ直冬を揶揄する落首	畠山国清を揶揄する落首	足利の紋を新田の紋にした義貞率いる降人を見ての落首	仮部の橋の合戦で正成に大敗した隅田・高橋への落首	内容

何。 也。 に参拝することの意にいう」(『角川古語大辞典』)。 することの意であるが、宮参り、 **付テ令聞之…** 〈長〉は、「両三日ヲ経テ後ニ」まで欠く。目移りによ 家人等が触れを札に書いて辻々に立てたとするものもある。 巻一二では、頼朝が平家の子孫の探索を時政に命じ、その意を受けて に報告したとする記事を欠く。 る脱落の可能性もあるが、 は、多くの人々の目に触れる路頭に立てられた例が多い。ただし〈延〉 わる者に関わる特定の場所に立てられているのに対し、『太平記』で 盆 吉事ヲバ目出シト云… 『名語記』「メテタシ如何、 コレハ目タツラシトイフ事ニテコソ侍へルラメト存セルモノ也。 をはじめとする『平家物語』では、 Ę 良 目出也。 では、この後も、使が帰って、 寺参りに出かけること、神社・仏閣 ○参リ下向 「参上することと下向 は、「眼ノ抜ハ目ノ出ル也 抑ヨキ事ニ目ノイツラム様如 高札は、その内容に直接関 〇実ニ目出キ夢 まで欠 〇人ヲ

名波弘彰

依 すてゝ」(1─四○頁)。清水観音に千日詣でしたその利生が、目の抜 タツヲ反セハツ也。 難ノ眼ヲ脱棄給テ 〈盛〉編者は新たに取り込んだのであろう。 なぜ目が出ると言うのか、その事に関わる俗説のようなもの メツヲメテトイヘル歟」(巻九―六五ウ)。 吉き 〈長〉「三宝に帰依し奉るがゆゑに、 〇此観音ニ依奉帰 歎の眼を

> ヤム、ウレフ」(〈名義抄〉僧中一三八)の訓もある。 け出るという、目出たい夢であったことを言う。 〈長〉「合せて去ぬ」(四○頁)。〈盛〉の場合は、「感嘆して」、〈長〉の 〈長〉「歎ノ眼」の誤読の可能性もあるが、「難」には、 盛 「クルシフ**、**ナ ○嘆テ去ヌ は

場合は、「夢合わせして」去っていったの意。

# 【引用研究文献

- 彌永信美『大黒天変奏 仏教神話学Ⅰ』(法蔵館二〇〇二・4)
- 日下力「『平治物語』常葉譚考」(国文学研究八○、一九八三・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6)
- \*酒井紀美『中世のうわさ』(吉川弘文館一九九七・3)
- \*中村禎美『狐の日本史 古代・中世篇』(日本エディタースクール出版部二〇〇一・6)

「南都本『平家物語』経正竹生島詣と日吉聖女宮の琵琶法師」(文芸言語研究

|早川厚一「平家物語の成立―延慶本の終結部から―」(軍記と語り物三五、一九九九・3。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院

文芸編一一、一九八七・1)

- 二〇〇〇・3加筆の上再録
- 水藤真「札を打つ」(国立歴史民俗博物館研究報告五○、一九九三・3)
- 美濃部重克「「源平盛衰記」の解釈原理(一)」(伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。 著書による 引用は、
- 山本ひろ子『異神』(平凡社一九九八・3)

## 人捕ぶ化鳥

見ヱズ、音バカリアラン者ヲ、角トレト仰サ出メササルヽ事ノ浅猿サヨ、イカヾハセン」ト思゚ケルガ、急度思゚直シテ、「ユ実ヤ、綸言ト号セバヤ。 エ様 出『テ搦》ヨ」ト仰ス。清盛、「コハイ『元カニ、目ニ』見』ル者也トモ、飛行自在ニテュ天ヲ翔゚ラン者ヲバュ争取。ベキ。況。暗サハクラシ、『躰モ アル事也。 オハシケル "ガ、殿上ヨリ高声ニ、「人ヤ候゛~~」ト "被召ケリ。左衛門。佐ニテ、間近、候。ケレバ、「清盛」ト "答 。 「。南殿ニ朝敵アリ。 『夢見テ七日ト』申ず夜ハ、内裏ニ伺候シタリ。ケリ。夜半計。ニ及ざテ、『南殿ニ鵼ノ音シテ、『一鳥ヒメキ渡。タリ。 天竺二ハ『号』勅定代、獅子ヲ取『大臣モアリ。漢家ニハ宣旨ノ使ト『名乗テ、荒『タル虎ヲトル者モ有『ケリ。我朝ニハ『任』『叡慮代 藤。侍従秀方、 折節番ニテ 雲

穏ニ万民愁、ヲӟ休メンニハ、ӭ恠異ヲ鎮。テӭ進スルニハ不」如セ゚コレ非ボ朝敵セ鎮セ゚ಀ゚ヒヤ。ӹ勧賞ミロアルベシ」トテ、安芸。守ニナサル。 中ニ籠。テ、『清水寺ノ岡ニ埋"レタリ。御悩ノ時ニ勅使立"テ、4被\_含,|宣命"時、「4毛シユウ"一竹ガ塚」ト云。ハ是也。4有,|公卿僉議,、「天下安成。 尤。言事ニ候。の天下3十六箇年ノ間、風雨時ニ随ヒ、寒暑オリヲ٩不」可タ゚慢」ト奏゚申゚ケレバ、「偖ハ希代ノヲ吉相ニヤ」トテ、ᡇ南台≧○ノ竹ヲ召し、 年ノ大飢饉、七年ノ大兵、乱也ケレバ、廿一年ノ間、『上下万人其』を愁絶《ズ。而ルヲ清盛、綸言『ノ下ニ朝威ヲ『重シテ、怪鳥ヲ取』事ヲ得タリ。 皇三年二月二日、『毛シウ皇居ニ其。変ヲナス。武者所『蒙」仰サーサ、トラントシケルニ不」取゚得」シテ、門外ニ飛゚出゚ロヌ。此。故ニ七年ノ大疫癘、 叡覧アレバ、実ニョ少サ「三九キ鳥也。何鳥ト云、事ヲ不二知るし食で 取゚テ゚゚進セバヤ」ト思゚ケレバ、「ス・畏テ」トテ、音ニムが、テ踊゚懸゚ル処ニ、此゚鳥スಽ騒テ、左衛門゚佐ノ左ノ袖ノ内ニ飛゙入ル。 、夢想ノ験也。鼠ハ大黒天神ノ℠仕者也。此。人℠ノ栄花ノ先表℠タリ。℠威勢ハ大威徳天、福分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也」 響で電ヨ取で臣下モ有でケリ。延喜の日御宇ニハ、池ノ汀ノ鷺ヲ取でタルコ蔵人モアリ。末代トイへ共、日月地ニ空で給ハズ、争が例ヲ追せザルベキ、 「加様ノ者マデモ、皇 居ニヲ懸念ヲナシケルニヤ。ョ゚博士召セ」トテ、召ポレタリ。占ゥ申゚ケルハ、「此ゥ事漢家本朝ニ希也。 癖物也トテ、有『御評定』。ヨク~~見レバ、23毛シユウ也。30毛シユウトハ、鼠 則が取りテュ進タリ。

書 すと」。 41 うふり」、〈蓬〉「蒙りて」、〈静〉「蒙りて」。 はひて」、〈蓬・静〉「さはきて」。27 いらせばやと」、〈蓬〉「進せはやと」、 畧天皇御宇事也」と傍書。 **(校異)** 1 「小鳥也」。29〈近〉「もうしうなり」、 〈蓬〉 「号して」、〈静〉 「号して」。 17 おもうして」、〈蓬〉「おもんして」、〈静〉「をもんして」。39 〈近〉「けねんを」、〈蓬〉「懸念を」、 〈近〉「こたふ」、〈蓬〉「答」。9 〈近〉「なんでんに」、〈蓬〉「南殿に」。10 〈蓬・静〉「みゆる」。11 〈蓬〉「天に」。12 〈近〉「いかて」、 〈静〉「争か」。13〈近〉「ていも」、〈蓬・静〉「躰も」。14〈近〉「実」。「ヤ」なし。15〈近〉「よう」、〈蓬・静〉「ためし」。16〈近〉「かうし」、 〈近〉「なんてんに」、 〈近〉「清盛捕化鳥并一族官位昇進付禿童并王莽事」と傍書し、「ゆめをみて」。2〈近〉「申には」の「に」に「夜」と傍書。 近 〈静〉「含らるゝとき」。 「吉左右にやとて」。42 20 (蓬) 〈近〉「いかつちを」、〈蓬・静〉「雷を」。 45〈近〉「もうしう」、〈蓬〉「けしう」、〈静〉「毛シウ」。46〈近〉「いちちくかつかと」。47〈近・蓬〉「あつて」、 「南殿に」。5〈近〉「ひとつのとり」。6〈近〉「ガ」なし。7 〈近〉「まいらせたり」、 〈蓬〉「毛しうなり」、〈静〉「毛シウ也」。30〈近〉「もうしうとは」、〈蓬〉「けしうとは」、〈静〉「毛しうとは」。 〈近〉「なのつて」、〈蓬〉「名乗て」。18 静 〈静〉「進せはやと」。24〈近〉「かしこまつて候とて」、〈蓬〉「畏てとて」。25 〈近〉「なんていの」、〈蓬・静〉「南台の」。43 「懸念を」。32〈近・蓬〉「はかせを」、〈静〉「博士を」。33〈近〉「もうしう」、〈蓬〉「けしう」。34 35〈蓬・静〉「上下」なし。 〈蓬〉「進たり」、〈静〉「進たり」。28〈近〉「ちいさきとり也」、 〈蓬・静〉「十六年の」。40 36〈近〉「うれへ」、〈蓬〉「愁」。37〈近〉「を」の右に「の」と傍書。 21〈近〉「げうには」。22〈近〉「くらんとも」、〈蓬〉「蔵人も」。 〈近〉「まかせ」、〈蓬・静〉「まかせて」。19 〈蓬〉「清水寺の」。 〈近〉「あやまるへからすと」、 〈近〉「めされけれ」の「れ」の横に「り」と傍 44 〈近〉「ふくまるゝとき」、〈蓬〉「含め 〈近〉「つゐて」。 〈蓬・静〉「あやまつへから 〈静〉一叡慮」の横に一雄 〈蓬〉「小鳥也」、 26 23 3 38 近って

にはし、 ありて」。 〈近〉「ししや也」、〈蓬・静〉 〈静〉「進するには」。51〈近〉「けんしやう」、〈蓬・静〉「勧賞」。52〈蓬〉「あるへへしとて」。53 48 〈近〉「やめんには」、〈蓬・静〉「休めんには」。49 「使者也」。55 〈蓬〉「ノ」なし。 〈近〉「けいを」、〈蓬・静〉「恠異を」。 56〈蓬・静〉「也」。57〈近〉「いゑいは」の「ゑ」に「せ」と傍書。 50 〈近〉「せいすいしの」、〈蓬〉「清水寺の」。 〈近〉「まいらするには」、 (蓬) 「進する

いう 現する。 は とあり、 公卿へ昇進する際の重要な官職である。その官職にある秀方・季方 宿直の番をしていた秀方・季方なる人物は未詳だが、侍従は、 いう(米谷豊之祐三一頁)。いずれにせよ時代が合わず別人物。 天仁二年(一一〇九)二月、義綱の三男義明と共に官兵の追捕を受け かなように、源義光の郎等であり、 道芸等」に記され、「頭ハ猿、 象徴でもあった る。このように、宮中に出現する鵼は、王権と敵対する異形のモノの 諸本に載るが、その話にも見るように、鷑は宮中において最も多く出 三五三~三五五頁)。『平家物語』では頼政が鷑を退治した話が有名で しげなことから、古来不吉で不気味な鳥として忌まれた(梶原正昭 (1―三六頁)とするが、季賢 〈尊卑〉(2―三八七頁)に記載のある「右馬允藤原季俊男の季賢か 〔語釈〕○鷯 トラツグミの異称。『和名抄』に「鵼 |藤の侍従季賢」(1─四○頁)。『長門本平家物語の総合研究』 そうした人物を輩出しうる家の息という設定であろう。 「癖物」(2-五一九頁) だったとする。 奮戦の後二人共に自害したとあり、この卒伝は信憑性が高いと の源義明に付された注(3―三一三頁)に、季賢 本話で、 夜半より早朝にかけて鳴くが、その鳴き声が陰気でもの悲 (須藤真紀八○~八一頁)。〈盛〉では巻十六「三位入 南殿 (紫宸殿の別称) 背ハ虎、 方 のち源義綱の郎等になっている。 は、 尾ハ狐、足ハ狸、 に現れたとするのも同様であ 『奥州後』 ○藤侍従秀方 二年記 〈沼江〉、恠鳥也 音ハ鵼」と にも明ら 故に、 では、 ○左衛 長

> 門 佐 込んだ例。〈盛〉は、頼政譚の鵼も「朝敵」と記す(佐伯真一三六〇頁)。 る「土蜘蛛」のように、「朝敵」と言う用語が、異類退治譚をも含み になろう。 門尉の場合、左衛門佐や左兵衛佐に較べて、大変な昇進を遂げたこと この後、清盛は、化鳥退治により、安芸守になったとされるが、 央で活躍する武士の中でも源氏や平氏の名門で棟梁とよばれるにふさ 任していくコース上の官職であった。衛門尉は、 られた記録はない。ただし、衛門佐も兵衛佐と同じく、上流貴族が昇 の昇進を遂げている(青山幹哉三二頁)。左衛門佐・左衛門尉に任じ 日に、初任で衛府の次官である左兵衛佐になるという、 わしい者に与えられるのが当時の通例」(野口実一四五頁)の官職。 **〇目二見ル者也トモ**… ここは、たとえ人の目に見えるものであっ 〈長〉「左衛門尉」。清盛は、大治四年(一一二九)正月二 〇朝敵 化鳥を朝敵と呼ぶ点、〈長〉同。「朝敵揃」 一階落ちるが、「中 公卿の子なみ 十四四 左衛

頁)と目に見えるものと記しながら、 可祈祭。 ても、自由自在に空を飛び回るものを、どうして捕らえることができ 目には見えないものとする。に対して、 に、〈四・延・覚〉(この内、 ト仰下サル、事、 はない。ただし、 ようかの意で、本来鵼が人の目に見えるものかどうかについての言及 是ハ目ノ当也。弓ノ上手ヲ以テ射サスベキ歟」(2―五一〇 頼政の鵼退治譚では、「目ニモミエヌ変化ノ者仕 未承及」(〈延〉 〈闘・南・屋〉は欠巻)では、 2一八七ウ~八八オ)とするよう 頼政の言葉では、 盛 は、「目ニ不見物ナラバ 「目ニモ見 鵼は人の

当箇所を、 だ天に御座す」(〈長〉 反不」遂、素懐、」の末尾記事「上代ニハ宣旨ト云ケレバ、 汀ノ鷺ヲ取タル蔵人モアリ 理と思われたことも叶うことがあることだ」(上―三七頁)と解する あるいは、「様アル事也」と訓めば、「理由のあることだ」の意か。 末代トイへ共、 この本朝の事例記事、 モ忽ニ花サキ実ノ成ケリ。又天ニ翔鳥、雲ニ響雷モ王命ヲバ背カズ」 ○我朝ニハ任叡慮、 とる大臣もあり」(四○頁)と少し異なるが、いずれも典拠未詳 は宣旨の使と号して、荒たる虎をとり、 宣旨ノ使ト名乗テ、荒タル虎ヲトル者モ有ケリ の意となるか。 とすれば、「そうだ、綸言と名乗れば、退去することもあるものを\_ が、「そのように無理と思われたことも」に該当する記事がこれ以前 のとするのが、古い形だろう。 ヌ媚物ヲ、 (五一六頁)と、不整合を来している。鵼は、 四〇頁)とする。『長門本平家物語の総合研究』は、「そのように無 「そうだ、綸言と名乗りたいものだ。 五六頁)に続けて、「栖軽取」雷」「蔵人取」鷺」に詳述される。 |素懐||」にも「今ノ世ニコソ王威モ無下ニ軽ク御坐セ共 無理が有るか。 〈長〉は、「実や、 而モ五月ノ暗夜ニ射ヨトノ勅命、弓取ノ運ノ極ト覚タリ」 日月地ニ塗給ハズ 「末代に及といへども、 ○天竺ニハ号勅定、 雲ニ響雷ヲ取臣下モ有ケリ。 1—四○頁)とも言う。 É あるいは、「さる事の」は、「去る事の」 にはなく、 この内容については、〈盛〉巻第十七「謀 綸言と号せば、さる事のある物を」(1 〇実ヤ、綸言ト号セバヤ。 獅子ヲ取大臣モアリ。 (盛) 勅定と号してけやけき獅子を 例のあることだから」の意か。 の増補記事だろう。 人の目には見えない 盆 ⟨長⟩ には、 延喜御宇ニハ、 巻第十七「謀反 枯タル草木 日月い 様アル事 「漢家に サス 池ノ 0 該

ように、

類似記事が、

『保元物語』半井本・鎌倉本・金刀比羅本にあ

鼎は 時二随上、 飢饉・兵乱が続いたという記録はない。 の他年代記などにも、 皇居二其変ヲナス 測される」(二〇一頁)とする。 に入れられたとすること、などから、 文脈の上から見て、吒天と関連を持つこと、鼠に似た小動物で竹の筒 サビのことであるかとする。美濃部重克は、「毛じゆう一竹塚の話 大きさが水牛程もあるとする点、合致しないようである。また、 る「毛蒼」かとする。「異物志日、鼠母、 かゝる」(1─四○頁)のようにあるべきところだろう。 れていたように、ここは、 とあり、「勅定」「宣旨ノ使」と名乗って獅子や虎を捕らえた例が記さ いことを言う。 廃れてはいないことを言う慣用句。 第一末「山門ノ大衆座主ヲ奉取返事」には、 摘にも見るように、本話の形成に深い関係が有ることが分かる。 ガ日月地ニ落給フ事ハナシ」(3-五五~五六頁)とある。 ||水牛|、而畏,狗。 『和名類聚抄』「鼺鼠一名鼯鼠」に「和名毛美」とあるのを引き、 「落」。」(1―六オ)と見える。末世となっても、道義・正義がまだ 〈長〉「毛朱」(四〇頁)。 『善庵随筆』(嘉永三年刊)で、「毛朱」は「毛未」の誤りとして、 寒暑オリヲ不可悞 〇音二付テ踊懸ル処ニ 先に、「綸言ト号セバヤ」 水田時有,外災、起,於鼠,」(七一九頁)。ただし、 典拠未詳。『日本書紀』『扶桑略記』『愚管抄』そ 垂仁天皇の治世に「毛シウ」が出現し、 〈長〉「音につゐて、「宣旨ぞ」と申て、 〈校注盛〉は、『初学記』の鼠の事対に載 〈校注盛〉 ここでは綸言の権威が衰えていな 〇垂仁天皇三年二月二日、 くだ狐や飯綱の法との関連が推 頭脚似」鼠、毛蒼口鋭、 (1―二八頁)に指摘する ○天下十六箇年ノ間 「世ハ末ナレドモ日月未 前項 ○毛シュ の指

ウ

地

叢書 けでなく、 る。 岡ニ被埋ニケリ」(2―五一九頁)と、鵺を清水寺の岡に埋めたとす 道芸等」で、 頁)とする。 御溝の外に植ゑられたる河竹をいふか」(二三頁)とし、 形を崩す。 ダヤカナリキ。 棺が掘り出されて祟りがあったことを記し、 大きく、『閑田次筆』『扁額軌範』などには、寛政の頃に清水寺にて石 とする本文に合致する」(上―三八頁)とする。 注目し、「清水三年坂の下にあるとする点、「清水寺のおか」 竹塚」として、「土人云三年坂下路東鼠堂屋敷云所云々」とあるのに 取っているのか。 するのは、 雨時に随ひ、 質的には白河院政下にあった。 天皇の五歳から二十一歳までの十六ヶ年の在位期間を指すのだが、 **木詳とする。『長門本平家物語の総合研究』は、『山城名勝志』が「一** 四一頁。 「あるいは清涼殿の東庭の竹台の竹(呉竹)などをさすか」(二八 「五歳ニテ践祚、 頼政の鵺退治説話を載せる諸本の中でも、清水寺の岡に埋めたと 『源平盛衰記』(池邊義象、 保安四年正月廿八日、 近世の京都地誌類の多くは、 清水寺周辺で何らかの鵺にまつわる伝承を、 〈盛〉のみである。 頼政の鵺退治説話においても、「彼変化者ヲバ清水寺ノ 霜雪おりにあやまつべからずと申」(四一頁)と、 ○南台ノ竹 風雨時ニシタガヒ、寒暑ヲリヲアヤマタズ。 ○清水寺ノ岡ニ埋レタリ ○毛シュウー竹ガ塚 御在位十六ヶ年ノ間、 長 前出の清水寺での夢想に関わらせるだ 〈長〉は、「仍天下は六年があひだ、 御位ヲノガレテ」(半井本四頁)。 博文館 「南面の大竹」。 一九一三・2)は、「清涼殿の 盆 未詳。〈長〉「毛朱一竹の塚 〈盛〉は、巻十六「三位入 この一竹塚との関わりを 海内シヅカニシテ天下ヲ の本文を引きながら、 また、 いずれも未詳。 盆 〈校注盛〉 盆 御歳廿 に埋めた の影響は は汲み 国文 やや で 風 実

夏。 者ともされ、 二〇〇頁)。『渓嵐拾葉集』巻三九「吒枳尼天秘決」では、 摩訶迦羅大黒天神」は墓場に住み人の血肉を食らう神であり あったという。『仁王経良賁疏』に記された斑足王の説話では、 帰内法伝』によれば、 大なる黒い者」の訳。シヴァ神の眷属であるが、仏教に取り入れられ 鼠ハ大黒天神ノ仕者也 後守に任官しているように、史実の上からは大変な飛躍がある。 見て良かろう。しかし、清盛が、化鳥退治により、左衛門佐 ことからすれば、 時の話としていた。その後、清水寺への千日詣の話を挟みこんでいる とするのかはっきりとしないが、「清盛行大威徳法」では、 保延二年(一一三八)の十九歳の間。 が、左兵衛佐であったのは、大治四年(一一二九)の十二歳の時から が誤り。五味文彦四八頁・六九頁) 久安六年(一一五〇)二月二日(〈補任〉は、久安二年のこととする ち大黒天がダキニ天と同 美九五頁)、黒谷流ではダキニ天と同体視された(山本ひろ子一二六頁 て仏教の守護神となった。大黒天または大黒神という。義浄 指摘している。 者即摩訶迦羅天是也。亦是吒枳尼也」(六三二頁)と、 〈長〉は「左衛門尉」としていて、 から安芸守になったとするのは、 美濃部重克は、 黒谷流戒家の本尊であった(山本ひろ子一二二~一二六 実際の清盛が左兵衛佐であった時の頃と重なる話と ○安芸守ニナサル 「大黒天は密教の儀軌において、 西方の大寺院の食厨の柱の側に置かれる神で 大黒天は梵語マハー=カーラ(摩訶迦羅)「偉 一とされる。 清盛のいつの頃の話として記そう のこと。清盛三十三歳の時。 清盛が安芸守に任じられたのは その間に清盛は、中務大輔や肥 その点、 同時に大黒天はダキニ天の降伏 盆 は「左衛門佐」、 吒天を降伏する 摩訶迦羅天則 「摩多羅神 『南海寄

ならば る 服従させ、 天とされている。 ラの持つ「宝石を吐き出すマングース」が中国で「鼠嚢」と訳され われる中で(『渓嵐拾葉集』には「多聞摩訶迦羅」と記される)、 永信美三四〇頁)。これは大黒天と毘沙門天(クベラ神)の習合が行 (一二五八~一三四一年頃成立)「大黒天神法」が最初とみられる(彌 にあるのだろう。次に、鼠を大黒の使者とする言説は、『白宝口抄』 たりと重なり合い、夫婦であることの観法をも育んだ」ことを指摘す とに交渉・競合があり、「福徳の尊として大黒天と宇賀弁才天はぴっ た半跏像として形象化された(清水寺宝蔵院に同型の像あり)。また、 平安~鎌倉期には、頭部に冠をいただき、右手に袋、左手に宝棒を握っ とにも注目しておきたい」(五七○頁)と指摘する。さて、大黒天は、 るだろう。…さらに、同じ荼吉尼が「野干」と言い換えられているこ のと同時に、「不動は野干〔=茶吉尼〕の上首なり」とも言う。 持抄』を引き、「ここで荼吉尼は、 にダキニ天は大黒天の眷属となる。彌永信美は天台の学匠澄豪の『総 の印呪を用いる根拠はそこにある。行者は大黒天の力を借りて吒天を 四世紀以降、 (四三〇頁)。ダキニ天―弁才天―大黒天の連環が、 「摩訶迦羅」と「不動」はある意味で同一視されていると言え の三面大黒像が成立している。山本は、大黒天と宇賀弁才天 それを使役する」(七一~七二頁)と指摘している。 比叡山系では三面六臂(中央に大黒、左に弁才、 吒天を使役する吒天の法において、 「摩訶迦羅に属す」と言われている 行者が大黒天 本説話の背景 右に さら

> 後半の が合理的に説明しようとしたものとも考えられよう。いずれにせよ であったのか疑問である。これらの説話と清盛の隆盛との関連を、〈盛 ダキニ天法を福分と結びつけるような認識が、どの程度普遍的なもの 生を総括する一節となっている。ただし、大威徳天法を威勢と、 考えられる。前半の「真言上乗ノ秘法」としての「大威徳ノ法」と、 が大威徳法の説話を加えると同時に、この一文も総括として加えたと 描かれている。 推論する(三七八~三七九頁)。なお、一六世紀頃成立とみられる「清 水寺参詣曼荼羅」には、清水寺が管理した五条大橋の中島に大黒堂が →北方→黒色→大黒」などの関連性によって結びつけられたと彌永は 大黒→クーベラ 〈長〉にはない。〈長〉には、大威徳法の説話もなかったことから、〈盛 「荒神」鎮撫のための「弁才妙音」としての「陀天ノ法\_ ○威勢ハ大威徳天、福分ハ弁才妙音陀天ノ御利生也 ヴァイシュラヴァナ (北方の神) →鼠」「金剛薬叉

2

# 【引用研究文献】

彌永信美『大黒天変奏

\*青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」(日本歴史、一九九六・6)

吒天信仰のコードとでも称すべき脈絡を設定している」(一九一頁)

と指摘している。

平盛衰記」の作者の一貫した作為を見る。それは平家一門の盛衰を新美濃部が、「そこに清盛の吒天修法に大きな意味を与えようとする「源

ていると読み解くかが、一つのポイントになるだろう。

「陀天ノ法」を外法とする意識が、

盛

の世界全体にどこまで影響し

これについて

たに解釈し、それを物語の上に表現するところの一つのコードとして、

仏教神話学 I』(法蔵館二〇〇二・4)

- \*梶原正昭『頼政挙兵 平家物語鑑賞』(武蔵野書院一九九八・12)
- \*五味文彦『平清盛』(吉川弘文館一九九九・1)
- \*米谷豊之祐『院政期軍事·警察史拾遺』(近代文藝社一九九三·7)
- \*佐伯真一「「将軍」と「朝敵」―『平家物語』を中心に―」(軍記と語り物二七、一九九一・3。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9再録。 用は、著書による) 引
- \*須藤真紀「摂津源氏と弓箭譚―鵺退治説話の背景にあるもの―」(国文目白三九、二〇〇〇・2)
- \*野口実『鎌倉の豪族Ⅰ』(かまくら春秋社一九八三・1)
- \*美濃部重克「「源平盛衰記」の解釈原理(一)」(伝承文学研究二九、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。 著書による 引用は、

\*山本ひろ子『異神』(平凡社一九九八・3)